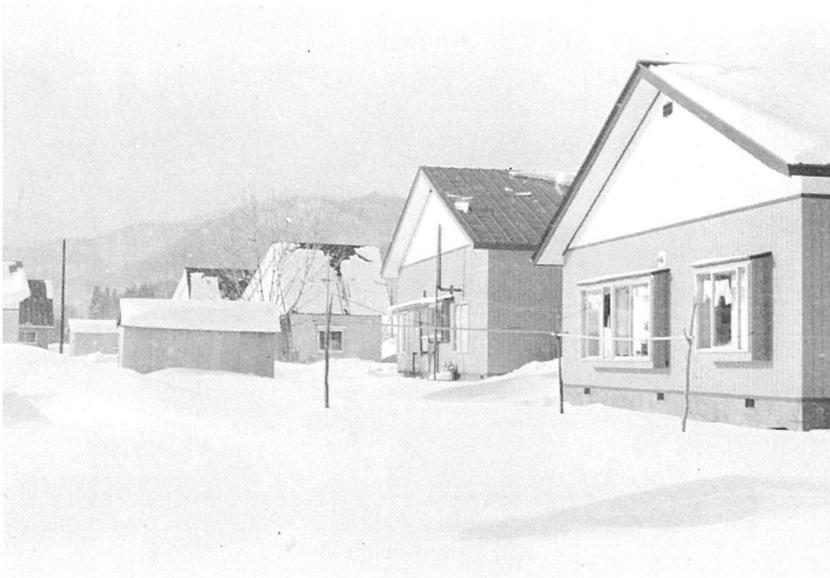


RURAL PLANNING

農 村 計 画

第 6 号



1975. 6 No. 6

農業土木学会農村計画研究部会

# 農村計画 第6号

## 目次

非農用地を含むホ場整備事業について……………	堀井 潔 小出 進	……………	1
都市化過程のホ場整備について —神戸市垂水土地改良区の事例— ……………	小島 正樹	……………	9
集落再編成—岩手県沢内村と山形県白鷹町の事例— ……	小出 進 石岡 道也	……………	15
長野県における集落移転について —豊田村美沢地区の跡地利用の実態— ……………	木村 和弘	……………	21
資料 農業集落における農家・非農家の混住について ……………	和田 忠	……………	31

〔表紙：岩手県沢内村長瀬野地区新住宅団地。  
長瀬野，和佐内の両集落が移住した新団地。〕

# 非農用地を含むホ場整備事業について

堀井  
小出

潔\*  
進\*\*

## はじめに

明治以来農村における整備事業と云えば、区画整理、カンガイ排水組織の整備、農道整備、耕地の集団化等を意味したように、ホ場の整備に重点が置かれて来た。しかし近年農村においては過疎現象に伴う集落構成維持の困難化、反対に都市化現象による交通量の増加、農用地内への宅地の混住、工場進出による公害の発生等により生活環境が悪化し、集落再編成、集落再整備の必要性が高まって来ている。

このような状況の中で、農業経営の合理化、農業生産力の増進を目的に農用地を対象として従来行なわれて来たホ場整備と、生活環境の整備を目的に一般に非農用地を対象として行なわれる集落整備とを組み合わせ一体として行い、農業そのものを合理化し、集落の生活環境をも整備するように努めている例がある。

1972年の土地改良法の一部改正によりホ場整備事業地域内への非農用地のとり込みや、創設換地、異種目換地、という換地手法による非農用地のねん出が可能となり、ホ場整備事業は農村における総合整備事業としての新しい局面を向えることになった。

以下各地の調査結果をもとに（非農用地の取り込み）と（非農用地のねん出）の2つに分けて記述する。

## I ホ場整備事業地域内への非農用地の取り込み

### 1. 事例

- 集落内道路整備（群馬県前橋南部ぬで島地区）、  
（茨城県空間市上加賀地区）  
集落間道路整備（群馬県前橋南部ぬで島地区）  
散在墓地整備（同上）  
散在宅地転用地整備（同上）

## 2. 必要性

一般に農村集落内の道路は幅員が狭く、屈曲しており、幹線道路を除いて未舗装の場合が多い。このため現在のよ様に集落内交通が激しくなると交通事故が起る可能性が高くなる。またホ場整備事業により農道が整備されたとしても、集落内道路が未整備な状態では農作業用機械等の運行、収穫物の屋敷内への搬入に支障をきたしホ場整備事業の効果が薄れざるをえない。このような理由から集落内道路、集落間道路を整備して集落内交通量を緩和し、農作業用機械等の運行を円滑にしなければならない。

農用地内に散在する墓地、宅地転用予定地は、ホ場整備事業の設計、施工の両面にわたり障害となる。さらに散在墓地はその維持管理が疎かになり易く、農作業上にも支障がある。散在宅地転用予定地は散在した状態で住宅が建築された場合には家庭排水の用排水路への流入、建物による日陰地の発生により営農上支障があるので散在墓地、散在宅地転用予定地を整理統合しなければならない。

## 3. 用地ねん出方法

### (i) 道路用地

（ぬで島地区）提供用地はホ場整備事業地域内に含め換地の際に全農家の同意に基づき農地又は宅地接続地で換地を与える。この場合3通りがある。

#### (イ) 潰地分を農地で換地する場合

従前の宅地土地評価は1等地とする。工事後の換地は他の農地と同じに評価を行う。

#### (ロ) 潰地分を宅地（宅地接続地）に換地する場合

換地後も宅地とするのであるから土地評価対象外とし、同面積を配分する。

#### (ハ) 潰地分が非農家所有地の場合

土地改良区が清算金（補償）で支払う。

（上加賀田地区）ホ場整備事業地域内は共同減歩で用地をねん出する。地域外は市で1/2（金銭で）地元で1/2の面積を提供する。

\* 宇都宮大学農学部（現農林省構造改善局）

\*\* 宇都宮大学農学部

(ii) 墓地, 宅地転用地

墓地, 宅地転用地は事業地域内に含め, 墓地は集落共有地に共同霊園を建設して統合し, 宅地転用予定地は統合, 整形した。

4. 事業費負担

(i) 道路整備

(ぬで島地区) 土地改良区で整地, 敷砂利, 側溝素掘工事までを行い, 舗装, 側溝工事は前橋市が負担している。

(上加賀田地区) 原則として工事費は市1/2, 地元1/2である。

(ii) 墓地整備(ぬで島地区)

共同霊園建設費を地元で負担している。墓地掘起し等の共同作業に参加した家は1戸当り7.4万円, 参加しない家は10万円である。

5. 住民評価

(i) 道路整備

両地区の調査した8戸すべてが「整備して良くなった」と云っている。その理由は次のようである。

(イ) 道路幅員の拡幅により自動車, 耕耘機がすれ違えるようになった。

(ロ) 道路面均平化, 舗装により交通が円滑になった。

(ハ) 集落間道路により市街地と直結できた。

(ニ) 屋敷からの出入が便利になった。

(ii) 墓地整備

調査した3戸とも「やって良かった」と云っている。その理由は次のようである。

(イ) 墓地の清掃が定期的になり(集落内を6班に分けて行っている)維持, 管理しやすくなった。

(ロ) 墓参りが1か所で済むようになり便利になった。しかし実際には(イ)を考えねばならない。

(ハ) 散在墓地の統合により農用地が増加する。

(iii) 宅地転用予定地整備

農家の意見として「転用地を統合整備して農家の方も良かったし, してもらった側も良かったのではないか」が聞かれた。

6. 非農用地を取り込んだ場合の問題点

(i) 集落内の非農家の取扱い

一般に非農家は宅地が狭いから道路拡幅等により宅地が潰されるのは困る。潰地が出来た場合見返りの土地をもらえるわけではないので金銭清算をする。この額が問

題である。

(iii) 住居, 桓根移転に対する補償

道路新設拡幅用地内の住居, 桓根の移動には補償を出す。ぬで島集落では本人同意のもとに桓根移動には補償金を出していない。

まとめ I

種々の問題点はあるがホ場整備事業地域内への非農用地の取り込みは集落内道路整備, 集落間道路整備, 散在墓地整備, 散在宅地転用地整備等の集落生活整備事業の技術的推進力となるばかりでなく, ホ場整備事業の円滑化にも役立つものであることがわかる。

さらにホ場整備事業は関係農家の意見統一を基本として行なわれるものであるから, この統一された意志を生活環境整備事業にふりむければ集落整備に精神的推進力を与えることが出来る。

II 非農用地のねん出

1. 事例

(i) 工場用地 (山梨県都留市大原地区)

(岐阜県本巣郡巣南東部地区)

(ii) 農業流通施設用地(群馬県前橋南部第六工区)

(iii) 住宅団地用地 (茨城県波崎西部地区)

(iv) 畜産団地用地 (愛知県常滑市矢田地区)

(v) 自然保護用地 (栃木県太田原市親園地区)

2. 必要性(経過及目的)

(i) 工場用地

農家側 ・工場用地売却金によりホ場整備事業の農家負担分をねん出する(両地区)。

・工場導入関連土地基盤整備事業は事業着手が早く出来, 従って完了も早い(両地区)。

・導入した工場への就業を図る(大原地区)。

工場側 ・公害の発生により都市での立地条件が悪化している。

・都市では労働力, 用水, 土地が得にくい。

(ii) 農業流通施設用地

・前橋南部第六工区は前橋市街地南方4kmに位置する純農村地帯にあり, 地元の発展を図らねばならぬという考えが起きていた。

・土地売却金を家屋の修理費, ホ場整備負担金の一部として使える。

### (iii) 住宅団地用地

- ・住宅団地用地売却によりホ場整備事業の農家負担分をねん出する。
- ・鹿島臨海工業地帯の出現により波崎町の人口の急増が予想されるのでホ場整備事業により住宅団地用地をねん出しこれに対処する。また鹿島南部地区 3290 ha内の土地売買は激しく、不在地主が約2,000名、面積にして183.6 haある。このまま放置しておくで農用地内に住宅が散在し農業経営に障害となるから、ホ場整備事業により不在地主の土地を集めこれに対処する。このようにして都市近郊農業と住宅団地の調和した発展をはからねばならない。

### (iv) 畜産団地用地

- ・矢田地区内の集落は密居形態であるので集落内及びその周辺に点在する畜舎により騒音、汚水による水質汚濁、悪臭という畜産公害が発生し生活環境が悪化していたので、畜産団地を作り生活環境を良くする必要があった。

### (v) 自然保護用地

- ・親園地区には天然記念物に指定されている2種類の魚（ミヤコタナゴ、イトヨ）が生息しており、ホ場整備事業が行なわれた場合には生育環境が悪化して魚が絶滅する恐れがあるのでホ場整備事業と併行して保護地区を設定し、魚を保護する必要があった。

## 3. 非農用地の位置

### (i) 工場用地

- ・地区内で最も土地生産性が低く、農業経営条件の劣悪な場所、大原地区では地区内の最傾斜地帯、巢南東部地区ではガマ地という湧水地帯を工場用地に選んでいる。ここは土地生産性が低い。また急傾斜地帯、湧水地帯を水田にすれば移動土量は増加して工事費が増大することになる。工場用地内の整地は工場側で行なうのが原則であるから急傾斜地帯、湧水地帯にした。
- ・地区附近を流れる河川に近い場所、あるいは排水路の末端附近。これは工場排水の地区内水路への流入を防止する必要があるからである。大原地区では桂川に接して、巢南東部地区十八条地区の工場用地では五六川に接して、十七条地区の工場用地では排水路に接して配置されている。
- ・既存の広幅道路の近くでホ場整備事業地区内を通らずに荷物の運搬の出来る場所。

これは工場関係車両による農道上の混雑、農道損傷を防止する必要があるからである。大原地区では大原橋を渡って国道に出れば地区内を工場関係車両が通過する必要はない。巢南東部地区十八条地区の工場用地では直接農免道路（幅員12m）に出られるし、十七条地区の工場用地では農免道路まで300mの距離はあるが近いと云える。

- ・地下水を容易にかつ十分に得られる場所　これは工場側の用水確保に必要である。大原地区は地下水が豊富であり、巢南東部地区は湧水地帯であるから水は十分にある。

### (ii) 農業流通施設用地

- ・県道に面している場所は地価が高いため用地買収費が増加する。また県道沿いには他の会社の宅地買収地があることから、県道沿いに用地をねん出するのは無理であった。
- ・10haを1か所に集めた場合に農業に支障がない様に農用地の中心には用地をねん出しない。
- ・用地が集落にかけると家屋移転等の問題が生ずるので集落にかからないようにする。
- ・河川（端気川）のそばに用地をねん出すれば地区内の用排水路への農業流通施設の排水流入はない。

### (iii) 住宅団地用地

- ・既存道路に近い所　西部第1期若松第1工区でのねん出用地は幅員4mの道路に接し、その道路を約100mゆけば広幅道路に出る。
- ・宅地化された場合家庭排水が地区内の水路に流れ込むことのない場所
- ・本地区の農家は家の周囲に土地を集団化しているので必然的に地区のはずれになる。
- ・学校の周囲、市街化区域に隣接した場所、不在地主の多い場所

### (iv) 畜産団地用地

- ・畜産公害による生活環境の悪化を避けるため出来るだけ集落と離れた場所。矢田集落から畜産団地まで約2km離れている。
- ・牛、豚、鶏による汚水は一括して処理する必要があり、汚水処理施設の建設等、汚水処理に都合が良く、農業用水に対する悪影響の少い場所
- ・交通の便の良い所。畜産団地は県道、幹線農道（舗装予

定)に面しており運搬に都合が良い。

(V) 自然保護用地

- ・農業に支障のない場所。水田の中に保護地区が設定されると不整形区画を生じたり、道水路配置にも悪影響を及ぼす。
- ・魚の保護に最適な場所 本地区では魚分布密度の高い場所1か所を保護地区とした。
- ・保護地区の管理に都合が良い場所 地元の魚保護対策委員長の屋敷が保護地区に隣接している。
- ・保護地区内に委員長の土地が多くあり、買収がやり易かった。

4. 非農用地のねん出面積決定方法

(i) 工場用地、住宅団地用地

工事費の農家負担分を用地売却費でまかなうという方針でねん出面積を決定している。大原地区は工期2年、巢

地区	計画工事費(円)	農家負担分(円)	計画用地売却費(円)	ねん出面積(ha)	坪当り単価
大原地区	118,000,000	35,400,000	61,560,000	1.5	13,000
巢南東部地区	253,100,000	118,800,000	264,000,000	5.28	15,000
波崎西, 中, 東部地区	13,543,800,000	5,193,000,000	5,243,800,000	157.00	10,000

南東部地区は工期3年であり、工事費が約2倍になっても農家負担分を用地売却費で償却出来る。

(ii) 農業流通施設用地

用地の最終的買収者(経済連)により申し込みのあった10haをねん出している。

(iii) 自然保護用地

農家としては保護に必要な最小限度の面積とするように希望し、県側との交渉により1.4haの保護地区を決定した。

5. 非農用地のねん出方法

(i) 工場用地(大原地区)、住宅団地用地

組合員全員の同意のうえで共同減歩方式有償による創設換地により非農用地をねん出している。ねん出面積の減歩率は大原地区4.2%、波崎西, 中, 東部地区5.0%である。

(ii) 工場用地(巢南東部地区)

ねん出する工場用地を地区除外地とし、地区除外地の面積分5.28haはホ場整備の換地の際に組合員が共同して一定の割合でねん出している。ねん出面積の減歩率は

4.9%である。

(iii) 農地流通施設用地

各農家の工区内所有面積の約2割を個人別に前橋市工業団地造成組合に売却し、用地は換地で1か所に集めた。

(iv) 畜産団地用地

地区内に非農用地区域を設定し、異種目換地により共同牛舎、共同豚舎、共同鶏舎用地をねん出している。

(v) 自然保護用地

保護用地0.4haは県が買収し、売却した面積分はホ場整備の換地の際に組合員の同意に基づき共同して一定の割合でねん出している。

6. 非農用地の売却先と売却費取得者

非農用地の売却先は表のようである。売却費取得者は各農家である。

地区名	売却先	用地使用目的
大原地区	都留市開発公社	工場用地
巢南東部地区	導入工場	工場用地
波崎西, 中, 東部地区	浜崎町土地開発公社	住宅団地用地
前橋南部第6工区	前橋工業団地造成組合	農業流通施設用地
親園地区	栃木県	自然保護用地

7. 設計上の留意点

まず非農用地の位置をどこにするかという事があげられる。これは(3)で述べた通りであるが、全体的には農作業上支障が少い所に位置させていることがわかる。

次には既存道路から非農用地までの連絡をどうするかという事、農業用道路と一般道路は幅員舗装等の点で相違があるのでこれをどうするか、連絡道の拡幅、新設の際の用地ねん出、舗装に対する補償はどのようにやっているのが問題である。

また非農用地をねん出する場合の換地はどのようにやっているのが問題である。

(i) 既存道路から非農用地への連絡道について

①工場用地(大原地区)工場は幹線2号道路に出て大原橋を渡れば国道に出るので問題は少ない。工場側は橋使用に対する補償として橋梁工事費の1割、300万円を負担している。また幹線2号道路使用に対する補償として舗装費用の一部を工場側負担にしようという

動きがある。

②工場用地（菓南東部地区）十八条地区の工場は直接農免道路に出るので問題はない。十七条地区の工場が農免道路にゆくには当初設計幅員4.0mの耕作道を約300m使用せねばならない。工場側が使用するには幅員4.0mは狭すぎるので、設計変更により300mの間だけ4m拡幅し、幅員8.0mにしている。拡幅分道路用地は土地改良区が共同減歩でねん出し、その工事費の一部として土地改良区は300万円を工場側から受取っている。

③農業流通施設用地 用地の位置が県道から離れているために県道へ出るのに甲、乙2本の取付道路を作っている。取付道路の用地は土地改良区が共同減歩でねん出し、道路工事費（甲の耕作道の敷砂利工事を含む）は経済連側が負担している。また取付道路を横断する用水路には網蓋を使用して暗渠の目づまりを防止している。

④畜産団地用地 牛舎団地は既存の県道に面しており、豚、牛、鶏の各団地は幹線農道甲により結ばれる予定である。

幹線農道は舗装する予定である。

⑤住宅団地用地 西部第1期若松第1工区でのねん出用地は幅員4mの既存道路（舗装）に接し、その道路を約100mゆけば広幅道路（舗装）に連絡する。

⑥自然保護地区 保護が目的であるから連絡道に対する考慮はしない。

## (ii) 換地の方法、換地の工夫

### ①工場用地

事前換地を行い、原地換地を原則としたので、工場用地内に耕地を所有していた農家の耕地は工場用地に沿って換地されている。工場用地内の耕地は地区内で最も農業生産性が低い土地であったため、どこに換地されても従前地よりは耕地状態は良く、換地への不満はない。

### ②農業流通施設用地

施設用地内に耕地を所有していたのは集落Aの農家が主で、換地先は④が多い。従って従前よりも耕作距離が長くなるので設計変更により、耕作道内の幅員を4mから2m拡幅して6mにし、端気川の右岸に耕作道丁を設けた。

### ③住宅団地用地

本地区は1974年8月30日に都市計画法による線引きの結果、市街化調整区域に指定された。従って農用地の宅地転用には1か所最低20haの団地を確保しなければならない。そうすると、次の理由により非農用地区域の設定がむずかしくなる。

a) 5%の減歩では最低400haの換地工区が必要である。

b) 非農用地区域内の耕地は地域外へ換地することになるが、本地区の農家は農地を宅地周辺に集団化している場合が多いのでホ場整備事業により耕地の分散を招く恐れがある。

c) 施設園芸を中心としている農家は、農地までの距離が長くなると経営が粗雑になり易い。これらに対する対策として次の事が考えられている。

d) 不在地主の所有する土地を非農用地域内に換地

e) 非農用地域内に耕地を所有する農家は所有面積の1/3は地域内に残し、2/3は地域外に換地する。地域内に残した耕地は宅地開発までは耕作可能とし、開発の際には自分で宅地造成するか、開発公社に売却する。

f) 2つ以上の隣接する換地工区の非農用地区域を接続して20ha以上にする。

g) 非農用地区域内にある施設（ビニールハウス、ビニール水田）は土地改良区で移転補償費を出す。

不在地主は個人でバラバラに市街化調整区域内に土地を所有していても宅地化は不可能である。従って宅地転用を希望する不在地主は非農用地区域内への編入に同意せざるを得ない。不在地主の所有地は同意を得てから、非農用地区域内に換地する。この時所有面積の15%は事業費負担分とする。

西部第1期若松第1工区では事業が線引き以前に終了したので、不在地主の非農用地区域内への編入はやっていないが、不在地主の所有地を整形して換地している。

### (iii) その他の留意点

①畜産団地用地 牛舎団地は異種目換地により7戸の農家の土地を1か所に集めている。7棟の牛舎は共同所有であるが土地は各戸別の所有であり、そこに1棟づつ建っている。また附近の豚舎、鶏舎からの汚水を

も集めてA地点に污水处理場を作る予定であり、牛舎団地内には管理棟を設け宿泊施設を作っている。

②自然保護用地 保護地区に対して一定量の水質の良い水を供給するため揚水ポンプ機場が設置され、保護区の周囲は現状の高さに設計して、排水が地区内に流れ込まないようにしている。また現場打コンクリートは汚水の原因となるので、なるべく使用せず2次製品を使う予定である。

### 8. 住民評価

非農用地特に工場用地、住宅団地用地をねん出した大原地区、巢南東部地区、波崎西部地区の調査した農家全部が「非農用地のねん出は共同で同じ割合の土地を出す方式が良い」と云っている。その理由として「数%の土地を出せばホ場整備事業が出来るのであれば、自分の土地を売りたい農家は少ないのだから早く事業のけりがつくし、しかたがないのではないかと」判るように事業費の農家負担分は高すぎるので、土地で出すという観念が出て来ている。さらに「隣りの人が土地を出して自分が出さないと云うことになれば、農民相互間の共同体意識にはかり知れない断層を生じさせるのではあるまいか」と農民相互間の連帯意識の喪失を恐れている。

### 9. 非農用地をねん出する場合の問題点

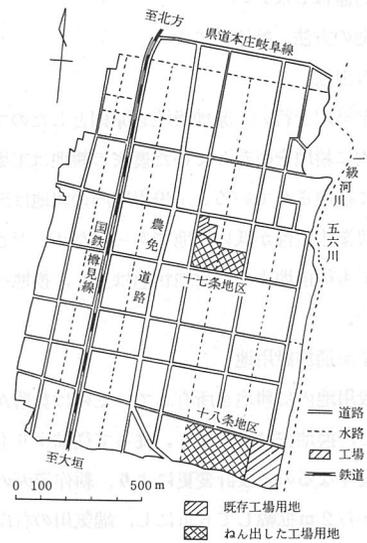
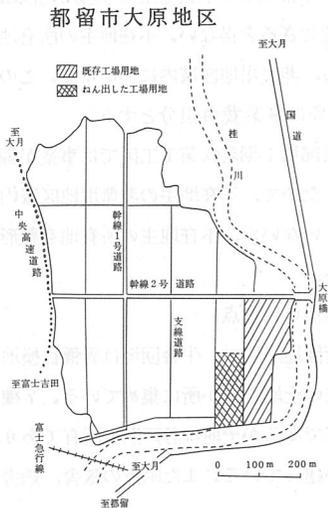
- (i) 工場を導入した場合には排水公害の問題がある。大原地区、巢南東部地区では工場と市、土地改良区の間で公害防止協定を結んでいる。
- (ii) 創設換地において非農用地ねん出のための不換地面積を低く押えすぎると地価の上昇が工事費の上昇に追いつ

けない場合は農家負担金を一部とはいえ徴収することになる。波崎西部地区では工事費の上昇が大きいため5%の減歩率では農家負担金を全部は充当出来ない恐れがある。

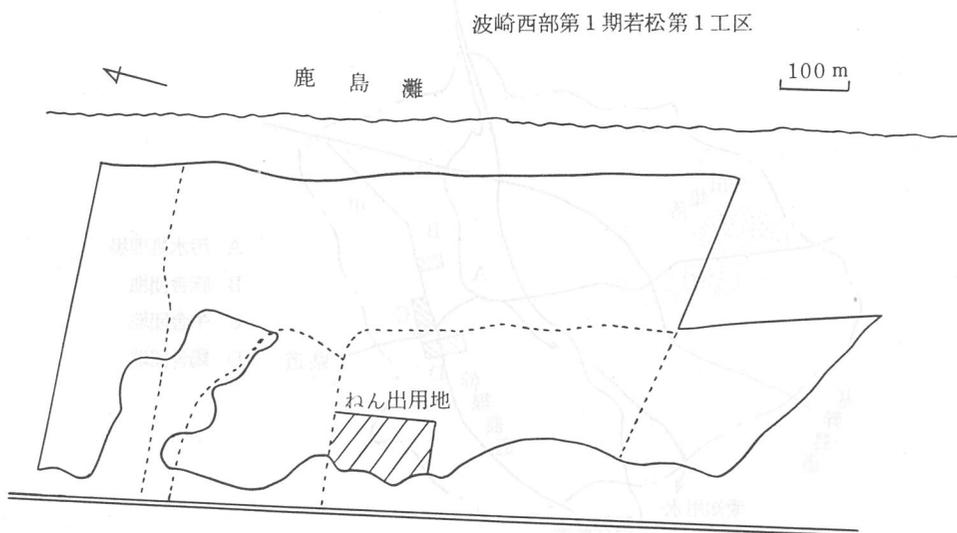
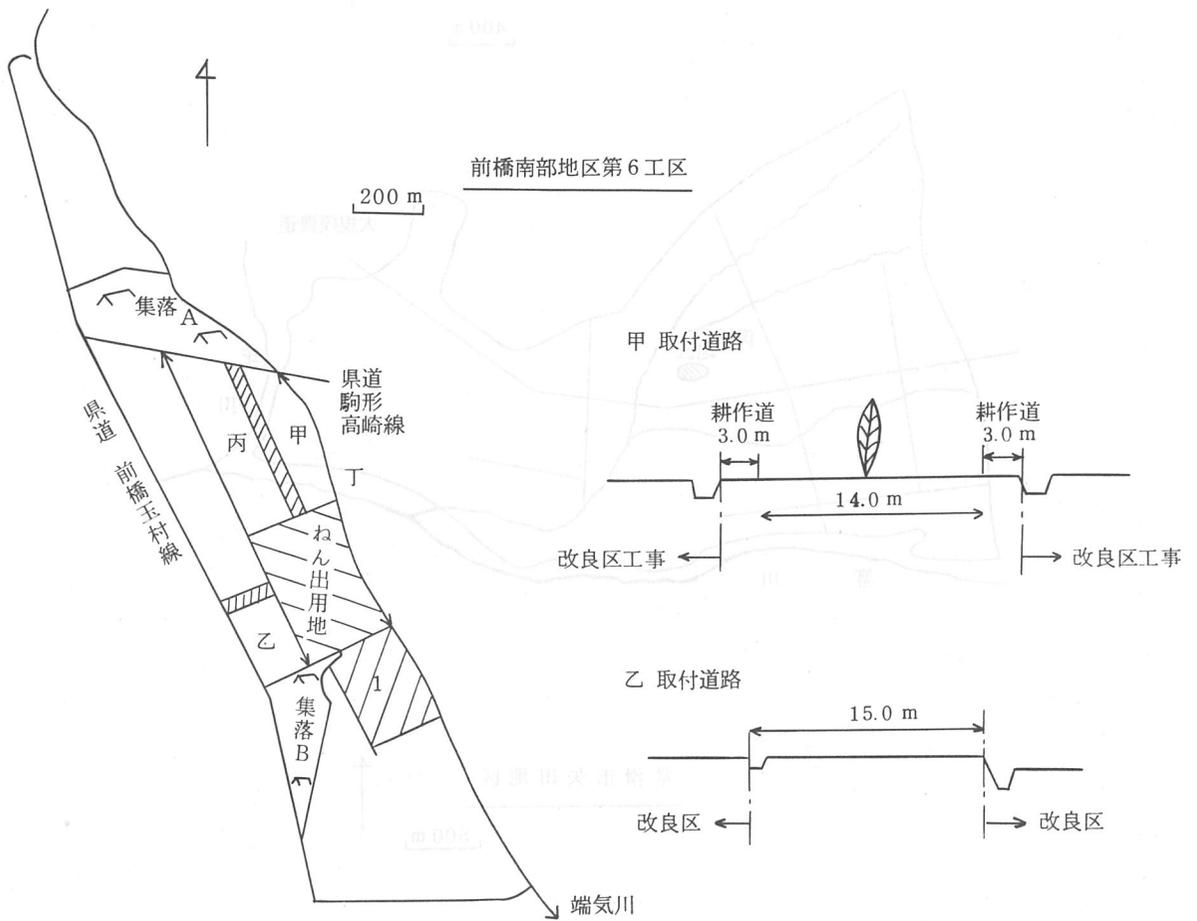
- (iii) 農業流通施設用地から県道への取付け道路用地、巢南東部地区十七条の拡幅分4mの道路用地は土地改良区が負担しているが、これは工場側が買収すべき用地である。
- (iv) 自然保護に対しては行政側のホ場整備頭初からの指導により、農家の関心を高める必要がある。また農家側にとっては保護地区の設定は収入に関係がなく、さらに営農に支障となる場合があるからその場合には、営農の障害に見合うだけの補助が必要である。保護地区の買収価格5000円/坪は、以前の大規模農道用地買収価格1500円/坪の3倍以上である。

### まとめ II

非農用地がねん出できるようになったため、畜産団地をつくって農業経営を発展させたり、自然保護に協力しながらホ場整備ができるようになった。ただし、工場のために農地がつぶれるのは残念である。「地元の発展をはかるために」という声も聞いたが、やはり本音は「工事費の農家負担分を土地で出す」ということである。この考えを一掃し、農用地の減少を防ぐにはホ場整備事業に対する補助率を上昇させ、さらに全体事業予算を増加させることが必要である。



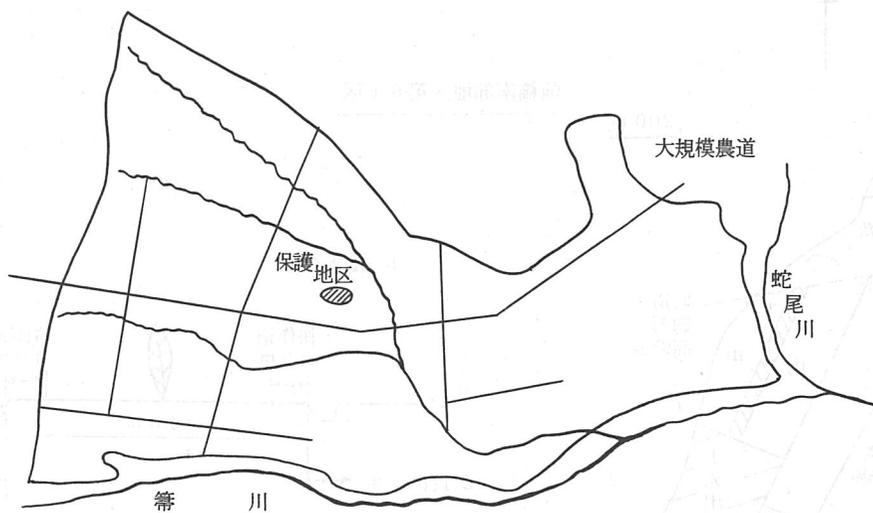
巢南町東部ホ場整備



太田原市親園地区



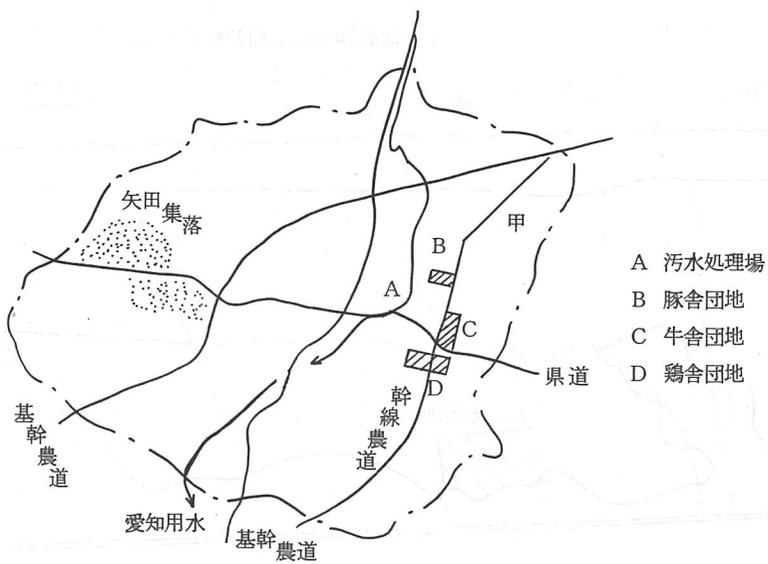
400 m



常滑市矢田地区



500 m



# 都市化過程のホ場整備について

— 神戸市垂水土地改良区の事例 —

小島正樹\*

## はじめに

都市近郊の農家は、三大都市圏に限ってみても、広大な面積にわたるものである。このような地域では、経済の高度成長以後激しく都市化が進行し、都市的利用の点からも農業による利用の点からも好ましくない、いくつかの現象を呈している。工場・住宅のスプロールや水質汚濁の激化はその主たるものである。

一方では、このようなむずかしい問題をかかえる近郊農地ではあるが、そこに行なわれる農業生産を軽視することも出来ない。

そこで筆者はホ場整備に着目して、近郊農地に生起する具体的問題を調べてみた。その一例を報告する。

## I 地区の概況

本地区は神戸市の西部、国鉄山陽本線垂水駅より北東約2kmに位置し、地区境を南流する福田川の右岸に狭長帯状をなす面積約27haの地域である。

地勢は地区中央部を貫通する県道から福田川右岸に至る間はほぼ平坦で南に向かって緩傾斜しているにすぎないが、県道の西側は東へかなり傾斜している。

市の中心地三宮まで国鉄で約20分という距離にある為、垂水駅周辺では早くから郊外住宅地として開発が進み、その中には大正年間に耕地整理法による区画整理をした所も含まれている。その後、地区西方の高台の開発はほぼ終り、最近では、地区東方福田川左岸の高台が開かれつつある。

## II 土地改良区の設立に至るまで

垂水土地改良区は昭和39年2月に設立認可された。しかし、事業の内容を正しく認識するには、それ以前に土地区画整理事業の計画が本地区で考えられていたことをまず知っておかなければならない。『土地改良事業記念誌』によると、

「昭和35年4月3日西垂水土地区画整理施行計画地域内の地主会を開催し施行計画を説明したところ、満場一致賛成したので実行に移し発起人会を結成の上、市当局と交渉、或は小作問題、減歩率等協議したところ、地主、小作人の2/3の同意獲得至難となり、同年10月8日遺憾乍ら発起人会を解散し、ここに第一次計画は崩壊した。その後2年経過昭和37年11月地区周辺の発展につれ区画整理施行計画が再燃し、発起人が大阪府布施市の土地区画整理地区視察の上、神戸市当局と折衝したが資金面又は技術援助等につき意の如くならず、県土地改良出張所において土地改良法による施行につき研究したところ非常に好意的勧告あり、早速予備審査の申請をし、専門技術者の調査を受け本事業の必要性及び可能性について審査され、土地改良区設立の適切である旨の通知を受けた。その後、発起人会において協議の結果、土地改良法に基き施行することに決定し、昭和38年4月1日から垂水土地改良区設立準備事務所を垂水区役所内に開設し測量設計調査に着手した。」

内容は、土地区画整理が計画されたこと、反対があり計画が流れたこと、代替案として土地改良法による区画整理が検討され、実現の可能性が確かめられたことなどである。

市街地周辺部の都市化の進行に伴って、土地所有者（その多くは農家）は自己が所有する土地に対する整備投資によって、大巾な地価上昇を期待する。投資額が投資結果としての地価上昇による資産価値の増加分の範囲内であれば、土地整備は有利な事業となる。これまで都市周辺部で組合施行の、すなわち土地所有者による土地区画整理事業がさかんに行なわれた理由がこれである。都市が巨大になり都市化の影響の及ぶ範囲が拡大されるにつれ、近郊農地もその例外ではなくなりつつある。農業上の土地改良事業であっても、事業に対する都市化の影響は無視出来ない。

本地区で当初土地区画整理が計画されたのも、この都市化の必然の流れに沿うものであったと言える。

\* 京都大部農学部

### Ⅲ 事業の内容

#### 1. 設 計

##### (1) 道 路

基準となった巾員は6m、幹線は8m、一部4mのところがある。これは一般のホ場整備の標準、支線3~4m、幹線5~6mと比べるとかなり広い。当初行政当局へ申請した計画では道路本数が多すぎるとことで問題になったため、その一部は、土地改良事業では上巾3mの水路として計画し、第二期工事(区単独)で計画水路の南側3mを含めて6mの道路にした。水路は計画だけで工事はしていない。

道路配置は基盤目状で、県道以東は県道直角方向に40m間隔並行方向に100m間隔である。県道以西はかなり傾斜のある関係で、県道以東の配置をちょうど90度寝かせたような形になっている。

以上の結果、道路によるつぶれ地率は、従前1.4%であったものが工事後15.1%と大巾に増えた。

路面は工事後も未舗装のままであったが、その後道路管理を市に移管して全面的に舗装が行なわれた。

道路高は標準50cmとしたが、その後の舗装工事によって全体にかさ上げされている。

##### (2) 水 路

事業に着手した動機の一つに、地区西方高台からの出水による災害対策がある。高台の開発が進むにつれて、豪雨時には一挙に多量の雨水が地区に流入する結果となった。ところが地区内は、「排水設備が不備で豪雨に際し農地及び水路等常時水害を蒙っている\*」ような状態であった。その為の対策として、排水路を新設して多量の雨水を円滑に排水河川である福田川へ落してやる必要が生じた。工事では、巾及び深さ1mの排水路を3本地区内に通している。

地区水路としては、各道路の両側に巾及び深さ30cmのコンクリートU字溝を設け、地区内排水は福田川へ落している。この側溝は、ため池と河川を水源とする水稲作の用水路としての機能も兼ねている。

地区を歩くと、水路がゴミで埋まっていたり、都市下水道が未整備なため家庭廃水が側溝(用排兼用水路)に流れ込んでいるような状態である。

\* 垂水土地改良区事業計画概要書より

##### (3) 区 画

標準区画の大きさは長辺40m短辺25mの10aである。短辺が県道直角方向の道路に沿い、標準区画4枚で道路に囲まれた一つのブロックをなしている。県道以東はその4枚が県道直角方向に一列をなし、県道以西では傾斜の関係で田の字型となっている。

10a区画であるが、宅地化に際しては更にいくつかに分割利用されたため、区画内に通路を設けたところがある。

##### (4) 換 地

実測面積による原地換地である。かなり徹底した原地換地を行なったため、換地配分にあたって標準区画は細分された。しかし、どの筆も必ず一辺は道路に接することで盲地を作らないようにしている。また、出来るだけ金銭清算はしないという方針で、過小地に対しても換地を行なっている。

その結果、従前地364筆に対し換地もほぼ同数の330筆になった。1筆当たり平均面積では、従前地6.3aが換地5.9aと逆に小さくなっている。

原地換地であるから換地配分は容易なようにも思えるが、「計画図面上に各換地権利者の土地を割りあてる作業は苦勞の多いものだった」と当時の担当者から聞いた。

#### 2. 土地評価及び清算

##### (1) 土地評価

土地評価は一般に、換地配分、換地清算、工事賦課金算定等と深く関係するものであるが、本地区ではいずれの場合にも用いられていない。換地配分は前述したように原地換地方式で行ない、清算金の徴収交付は原則としてやらない方針をとった。工事費は処分地の売却でねん出したので、賦課金算定の必要はなかった。時価を参考にした一律単価の形式的な土地評価は行なっているが、これは行政当局へ提出する「換地計画書」を作成するためだけに用いられた。

では、実質的な土地評価が必要ではなかったのかと言えばそうではない。従前個々の土地の条件には差があり、工事後その条件差は縮まる。一般に、従前条件の悪かった土地ほど良くなる割合は大きい。本地区では、工事費を各組員が土地で負担するやり方をとったため、各地片に対して何らかの評価を行なわざるを得ない。その際、一筆一筆に点数を付し清算に際して価格に換算するような評価は行なわず、代りに減歩に差をつけるようにしている。すなわ

ち、減歩率を一律にせず、実質的な評価を減歩率で表わすやり方を採用した。

平均減歩率は28%、従前道路に接していた土地の減歩率は平均より小さくし、ため池干拓地は埋立造成費用が余分ににかかるから平均より大きくするといった具合である。また、減歩率がかなり大きいにもかかわらず過小地を換地しようとしたため、従前比較的大きい区画の土地の減歩率がやや大きくなる結果となった。県道以西はかなり傾斜をもっているが、傾斜の程度は評価に含めていない。特別な場合を除き、減歩率は25~31%の範囲としている。

### (2) 清算

「垂水土地改良区規約(案)第42条には、換地清算は比例地積清算方式によると記されているが、実際の清算金のやりとりはほとんど無く、このやり方はとられていない。過小地に対しても換地配分を行い、隣接の希望者が当事者間の話し合いでその過小地を買取った例はあるが、土地改良区はそれに直接関係していない。例外的に、割当て調整のつかない地片に対して、処分地売却価格を参考にして清算を行なった程度である。

### 3. 費用

#### (1) 工事と費用

支出の主な科目は工事費、借入金元利償還、雑費(事務費、予備費等)で、収入の主な科目は借入金、市奨励金、処分地売却代金である。

資金の運用は当初、主として農林漁業金融公庫からの借入金でまかない、工事完了後処分地を売却してその代金を元利償還に当てた。

奨励金とは神戸市土地改良事業奨励金のことで、その額は985,000円とわずかである。いわゆる補助金は受けていない。当時の土地改良区役員は、「補助を受けると一定期間農地の処分が制限される。融資であればお金を返済すればすむ。」と述べている。

昭和39年2月に金融公庫からの借入れが決定し、早くも昭和42年5月には4,400万円全額の償還を終えている。このような短期間で返済が可能になった理由は、処分地を設定したことと、その売却処分が円滑にいったためである。

工事費は順次、本工事、第二期工事、水道管布設工事に支出された。第二期工事とは、道路の項で述べた計画水路に対する道路の新設で、処分地売却代金の入るのを待って着工している。水道管布設に際しては、その地元負担金を

土地改良区が支払っている。

#### (2) 処分地の売却

処分地には特別換地、一般処分地の2種類がある。その他、ため池埋立地が水利権所有者である水利組合によって売却されているが、これは事業費ねん出の為の処分地ではなく、売却代金は水利組合関係農家に分配されている。

処分地は当初の取りきめに従って、買取りを希望する組合員に特別換地の形で売却し、残りは個人換地を経て組合員外の希望者に売却した。一般処分地の方は、土地改良事業の関係で地目を宅地とすることが出来ないで雑種地としている。

処分地の大きさは平均210㎡最大700㎡で、各ブロックに分散している。

一般処分地は一たん換地処分を行っておいてその後売却した形をとっているが、売却代金の払込みはそれ以前、工事完了直後からなされている。売却と代金払込みは工事完了後2年間でほぼ終わった。その面積と売却価額を表-1に示す。

表-1 処分地の面積と売却価額

	総面積	総売却価額	平均単価
	㎡	円	円/㎡
特別換地	15,946	98,842,450	6,199
一般処分地	11,563	82,252,650	7,133
計	27,509	181,095,100	

売却にあたって処分地を1級地から6級地に評価し、各売却価額を決定している。

処分地は売却が済むまでの一時期、希望者に耕作させたが、特に取りきめといったものはせず、地代もっていない。処分が速やかに進んだこともあって耕作希望者は多くいなかった。

『土地改良事業記念誌』によると、総事業費は1億5千7百万円となっている。表-1の売却価額の合計は1億8千万円で、これだけで十分事業費をまかなえる額に達している。だが、この為に組合員は平均12%の処分地減歩を負担しなければならなかった。

## IV 事業後の農地に見る都市化

### 1. 農業による土地利用の現状

昭和49年12月現在、農業によって利用されている農地の面積は水田2.8ha、畑1.0ha、水田裏作0.5haである。

事業直後の農地面積は19.4haであったから、その2割が現在農業によって利用されているにすぎない。

このような大巾な利用減少は、農地の絶対面積が後述する転用によって減ったことと、休耕、耕作放棄によって農地であっても利用されていないことによる。農地の利用の側面から近郊農業の衰退が見てとれる。

## 2. 農地の転用

事業を行なう頃まで地区の大半は水田であった。ところが、事業によって水田は整備され、どの区画も道路に接するようになった結果、農作業に便利になったことは言うまでもないが、いつでも宅地に転用出来る状態にもなったわけである。事業は土地改良であったが、都市的な土地利用に適する条件をも整えたことになる。

そこで、実際のどのくらい転用が進んでいるかを調べてみた。表-2は本地区に関する各年の農地転用届出(許可)面積を集計したものである。これを見ると事業後急速に転用の進行したことがわかる。その面積は、4条転用5条転用あわせて49年10月までに約89,000㎡に達し、これは事業直後の農地面積の46%に及ぶものである。

表-2 農地法第4条・第5条による転用面積

年次	4条転用面積	5条転用面積
41*	582㎡	26㎡
42	373	7,853
43	323	8,742
44	720	10,662
45	548	9,415
46	5,545	9,800
47	15,865	4,774
48	6,881	2,826
49**	1,171	2,587
計	32,008	56,685

\* 換地処分登記完了(41.10.19)以後

\*\* 10月末まで

4条転用では46年、47年、48年の急激な増大が目立つ。47年より「農住」アパートの建設が始まった為である。「農住」アパート用地は4条転用総面積の約半分を占めている。5条転用では46年まで毎年8,000~10,000㎡の転用が進んだが、47年以降は減少傾向にある。この傾向は特に5条転用面積の5割を占める一般住宅を用途とする転用に顕著である(図-1)。他用途による転用もそれに前後し

て減少している。

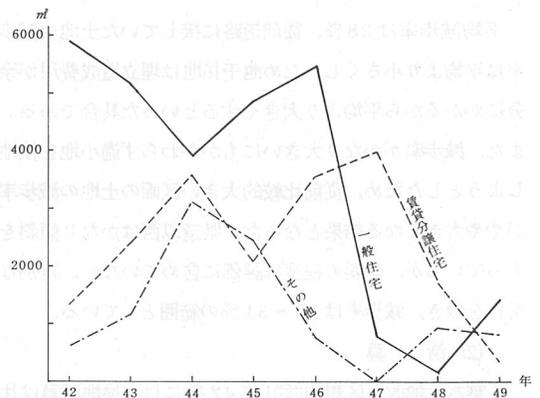


図-1 用途別転用面積の推移(5条転用)

5条転用のこの減少傾向は、農地の売却がある程度進んだ段階で農家の側の土地供給が縮んだためとも考えられるが、それ以上に、地価と住宅建築費の近年における急激な高騰\*が宅地需要側に強く制限的に働いたと見るのが自然だと思う。

ところで、このような転用地に建てられた住宅の分布はどうなっているだろうか。地区をくまなく歩いて住宅を一つ一つ地図に記入してみた。その結果は予想に反して、住宅は地区全体にまんべんなく散在しており、分布のかたよりは見られないことがわかった。どの区画も道路に接するようになった結果土地条件に大きな差がなくなったことと、土地の売買及び利用が個々の事情に従ってなされたためと考えられる。

## V まとめ

i) 本地区には土地改良ホ場整備に先立ち、土地区画整理の計画があった。結果的にこの計画は流れたが、都市化に対応した土地所有者の土地整備意欲をうかがうことが出来る。

ii) その時に問題となったのは、小作地の処置、高率減歩、行政の技術及び資金援助の有無などであった。

\* 都市化の進展に伴って地価が大巾に上昇するという点で、本地区もまた例外ではない。事業直後の処分地売却平均価額が7,100円/㎡、それが45年の売買事例では33,000円/㎡となり、ついには10万円/㎡にまで上昇した。最近になってわずかに下落したと聞く。住宅建築費が最近異常とも言えるくらい上昇しているのは知るとおりである。

iii) 地区周辺の都市化の進展と共に、西方高台からの出水による災害対策が事業着手の動機となっている。その為、事業の主眼は道路と排水路の整備におかれている。事業は土地改良法に基き施行された。

iv) 道路では、基準6m、幹線8mという広い巾員と一定面積に対する道路本数の多いことが特徴である。その結果、道路によるつぶれ地率は従前1.4%が工事後15.1%と大巾に増えた。

v) 高台からの出水対策としては、地区内に巾及び深さ1mの排水路を3本通している。

vi) 事業資金は処分地を売却することでねん出した。売却代金が入るまでのつなぎ資金には農林漁業金融公庫の融資を借入れている。

vii) 宅地化の強い作用を受けて、農地の転用は事業後急速に進んだ。これまでに農地面積の半分近くが転用されている。

viii) 転用地に建設された住宅の分布は分散型で、特に主要道路沿いに集中する傾向は見られない。道路が整備され、宅地としての条件が一様になったことを示している。

ix) 農地転用の進行と休耕、耕作放棄によって、農業による土地利用は大巾に減退している。

#### 【参 考】

これまで見てきたように農地は転用が進むことで減少してゆき、転用されないまでも休耕や耕作放棄が目立つ。大都市近接地域で都市化は著しいが、しかし、農業が行なわれていないわけではない。事業に関係した農家は地区外にもかなりの農地を持っており、耕作は続けられている。

次に書きしるすものは直接、ホ場整備の内容とは関係しない。都市化が進行する中で農家が何を感じたり考えたりしているかを聞いて回った記録である。聞きとりに回った農家は地区内で15アール以上を耕作している10戸とし、調査票は作らなかった。結果的に、世帯主から話が聞けたのはそのうち7戸であった。聞いた順に農家に番号を付している。農家数の少ないのが欠点であるが、近郊農地と農業を自分の問題とする者にわずかな参考となるかもしれない。

農 家(1) (経営耕地面積45 a, 地区内耕作面積15 a)

「耕作は私(世帯主)一人。息子はそれぞれ勤めや商売をやっている。

タメ池や川の水がなくても、ここらはいつでも水(家庭廃水)が

ある。油が流れこむこともある。この水で米を作ると、稲がのびすぎて十分稔らない。

十年程前に「文化」(文化住宅と呼ばれる木造賃貸アパート)を建ててみたが、借家人との間にいろいろむずかしいことがある。それに、家はいつまでも新しいわけではない。

昔のほうが良いと思うこともある。収入は少なくとも、楽しみがあった。お金はいろんなことに使えるけど、そのために田んぼが減るのはさびしい。今まで米など買ったことはないが、いずれそれも買わなくてはならなくなると思う。」

農 家(2) (170 a, 45 a, 水田裏作10 a)

「農業は父と私(世帯主)と妻の3人。息子は勤め。

我々の子の時代にとっていたが、都市化は予想していたよりもずっと早かった。

住宅が増えるとともに、用水路が下水路化した。窒素分が多すぎる。完熟しないうちに倒伏すると大きく減収。それに倒伏すると、機械が使えなくなると田面が乾燥しないので、労力が2~3倍よけいにかかる。

裏作はイチゴを作っている。畑に直接来る人に売ったり、垂水の商店へ出している。以前は神戸の市場に出していたが、遠方の産地から大量に入るようになってからは競争できない。

農家は商売になれていないし、お金も余り持っていないので、ここらでも転業した人は少ない。それに、植木の仕事などで1日4,000円くらいの日かせぎが出来る。

土地は売ると減る。得たお金は家の新築なんかで使ってなくなってしまふ。

高率相続税が問題だ。将来は固定資産税の方もあがるだろうから、息子の代には面倒になって(土地を)売ってしまうだろう。

30年間、父の言うことを守ってやってきた。今は不安だ。人情も悪くなった。」

農 家(3) (135 a, 25 a)

「農業は私(世帯主)と妻でやっている。

以前はイチゴを作っていたが、今はやっていない。農業はわしらの代で終り。

(汚水については)水口付近が特に悪い。よく育つが、青いうちに倒れる。

田のゴミ、ビニール、空カン、ビンなんかを年に1,2回バケツにひろう。そうしないと耕うん機に入れられない。だんだん農業が出来なくなる。

(反当り収量は)良くて7俵、まず6俵くらい。それも4等米、悪くすると5等米。

今後は平らな広い所でないと(農業は)もうだめだろう。

相続税を払うのは大変。その時は田を売らなければならない。」

農家(4) (105 a, 15 a)

「8年程前から植木を始めた。少しずつ大きくしていついっせいで、あと10年くらいしたら答が出ると思う。18(才)の頃2,3年(植木仕事の)経験があった。息子は造園の大学へ行っている。跡つぎにする予定だ。親から受継いだ土地を子へ伝えるという気持でやっている。

植木畑にセミ採りの子供が入って木に登ったりするので困った。結局、畑を金網で囲うことになってしまった。

分散している土地は不便なので出来れば集めたいが、借りたのでは割があわないし、また貸す人もいない。」

農家(5) (105 a, 25 a)

「耕作は息子と二人でやっている。息子は普段日雇い仕事に行っている。畑も裏作もやっていない。

百姓をやるなら昔の方がいい。今、ここで1町程米を作っても、最低の生活もやってゆけない。

あの当時(ホ場整備を始めた頃)、こんなに開けるとは考えていなかった。昔にくらべて道路がついたので便利にはなった。減歩も便利になるということで納得した。しかし、あんなに開けてしまっはもう(農業は)やってゆけない。

家のそばの田は池の水そのままなので良い。あそこら(ホ場整備地区)の米はつやがなく量も少ない。くらべるとずいぶん違う。(汚水の影響は)水口がひどい。雨が降るとガソリンスタンドの油も入る。水洗便所が普及してから水質が変わった。夏は減水が大きいし、雨も少ないので汚い水を入れられないわけにはゆかない。今は靴をはいて田に入るが、昔のように素足ではあ田(整備地区の水田)には入れない。土がぬかるんでまるでドブのようだ。

(困ることとして)スズメがくるから網をかけると、それを子供が破る。ゴミを投げる。水遊びをしていて田のアゼをこわして水を抜いてしまう。」

農家(6) (50 a, 25 a, 10 a)

「耕作は息子夫婦。私(世帯主)はからだを悪くして、2年程前からやっていない。

以前はあの地区(ホ場整備地区)にも5反程あったが、農協へ売った。

(以下は世帯主の息子さん)私のところは水源の近くだから、水質はそれ程問題にならない。(汚水対策としては)肥料を調節すればよい。以前とくらべて極端に悪いこともない。しかし、米の品質を検査してみようという話はある。

この部落から岩岡、神出に土地を買って耕作に行く者が4,5名ある。」

農家(7) (125 a, 50 a, 20 a)

「水質は県道より上と下では違う。下がひどい。

私は2,3年前よりある工夫をしている。それは、水を(田に)一度に入れて入口を締切り、水が無くなってもしばらくは入れない。そして、又、一時に入れる。結果は少し良いようだ。掛流すのがよくないように思う。それと、水口付近には窒素肥料はやらなくとも十分育ちすぎるくらい。

(稲が)倒れると全くだめになってしまう。倒れなければ収量は変わらない。

米作には新しい土が良いようだ。工事後2,3年は本当に良い米が出来た。昔にくらべると米の質が悪くなっている。

汚水は野菜にもよくない。イチゴは花が咲かなくなるし、ダイコンはとうが立つ。

工事後39年より作った。4,5年はほとんどのところで作っていたが、46年ごろ休耕奨励が始まると、これが農家をなまけさせた。なまけてお金をくれるのだから、作らない。

税では固定資産税よりも相続税が問題。」

# 集落再編成

## 岩手県沢内村と山形県白鷹村の事例

小 出 進<sup>\*</sup>  
石 岡 道 也<sup>\*\*</sup>

経済の高度成長に伴ない、都市は過密で悩む一方で、農村では過疎現象がおきている。人間は助けあって生活しているのであり、人口減少に伴なって農村では生活がし難くなってきている。また、車の発達により住宅と農地が離れていても良くなってきた。そこで、住民は少しでも生活の容易な場所に移住しようと、各地で集落再編成が行なわれている。これからも集落再編成はますます進むと考えられるから、その先駆的な事例は今後のために貴重なものと言えるので、岩手県沢内村と山形県白鷹村について報告する。なお、調査に協力頂いた多数の方々には御礼申し上げます。

### I 岩手県沢内村

#### 1. 概 況

本村は周囲を500～800mの山に取り囲まれた陸の孤島で、徳川時代は南部藩のかくし田と言われ、いわば秘境であった。南北に和賀川が本村内を28kmにわたって縦貫し、その川に沿って平地が細長く開けている。県道が和賀川の右岸に沿い、北は雫石町をへて盛岡市、南は湯田町をへて北上市と結び、鉄道のない本村の唯一の外部連絡路となっている。

本村はこの県道に沿った9集落、県道から外れた13集落、合計22集落からなっている。県道沿いの集落は本村としては比較的大きい集落で、50戸以上が大半である。県道から外れた集落はいずれも50戸以下で、20戸未満の過小集落が10あり、住居の配置形態は散居状である。県道より3km以上離れているのは、和佐内、七内川の2集落だけである。本村は日本屈指の豪雪地帯で、3m以上の積雪が住民を泣かせている。

医療機関は大田集落に村立病院と母子健康センター、川舟集落に診療所がある。本村は医療を病院だけにまかせず、村役場に健康管理課、健康調査課をおき、住民の医療調査

を行ない、また、4名の保健婦が常に妊婦を見守っている。ジープ、マイクロバス、冬期は雪上車を走らせ、病人を病院に運ぶので、辺地でありながら乳児死亡率は全国平均を下回り、1967年には乳児死亡0を記録している。

県道外の集落は、いったんは県道に出ないと外部との連絡ができない。したがって、県道沿いの9集落は県道から外れた集落にとって、生活の拠点になっていると言える。その中でも小学校のある4集落と村役場のある大田集落、計5集落が生活圏の中心である。本村の生活圏は主に交通に依拠し、それに機能（教育上と行政上の）が加わって決まってきている。

冬季、県道は除雪され、なんとか車の交通を確保できるが、県道外は難かしい。そこで県道外の集落を県道沿いに移転させる計画をたてた。これは当然のこととも言える。1965～69年にかけて、本村では35戸の住民が県道沿いに移転しているが、一方、その間の挙家離村は11戸（東京、秋田、愛知、盛岡、北上）にすぎない。

#### 2. 長瀬野地区

長瀬野、和佐内、七内川の3集落は近接しているので、ほぼ同一集落とみなされ長瀬野地区と称されているが、この地区が移転対象となった。和佐内、七内川は特に近く、あわせて両沢と称している。長瀬野は県道より0.4～2.5km、和佐内3.5km、七内川4kmそれぞれ離れている。冬季積雪のため両沢は孤立するが、長瀬野は除雪され多くの家は孤立しない。

1970年の世帯人口を見ると、長瀬野47戸263人、両沢34戸179人である。1960年からの10年間に長瀬野は人口16%減、両沢23%減で、両者をあわせると20%減である。両沢は県道より離れているため、人口減がはなはだしい。3集落の全81戸のうち農家は67戸で、残りは国有林労務者、大工、商店、団体職員等である。この3集落で1965年からの5年間に2戸は県道沿いに、2戸は村外に計4戸移住している。小学校は3集落のほぼ中央にあ

\* 宇都宮大学農学部

\*\* 同 (現太陽コンサルタンツ)

ったが、児童数は激減し、1学年が数名づつになり、複々式学級を余儀なくされたので、小学校統合を行なった。

### 3. 農業

1960年から10年間の土地利用の変化をみると、開田、草地造成が進み、水田は2倍、草地は15倍に増加し、1戸平均水田1.5ha、畑0.2ha、草地1.1ha計2.8haである。そして、1969年には23戸が肉牛26頭、乳牛11頭を飼っている。すなわち、水田と牛という経営である。1966年に水田の約85%は、ホ場整備をした。ただし、山間地のため標準区画は10aである。山林は農家の約60%が所有し、10ha以上の所有者が5戸ある。

### 4. 再編成の経過

長瀬野地区は生活改善に熱心である。児童の体位が本村の平均より低いとわかると学校給食を始め、1964年から農繁期100日間の季節保育所を公民館で開き、また、県道から長瀬野小学校（現在はなし）までの道を、本村の村道としては、ただ一つ除雪を行っていた。土地改良にも熱心である。

そのような努力にかかわらず、積雪による交通の障害、家屋の散在による不便は解決のしようがなかった。本地区では明治、大正に建てた家が多く、家屋の更新期であった。そこで、どうせ建築するなら県道そばに、それも散居をやめて集居にしようという声がおきてきた。筆者の面接によると、移転理由は住宅の更新期7、生活環境が悪い3（全員七内川の人）、学校統合2、出かせぎ、日雇に良いが各1である。

3集落の全戸移転の計画をたてたが、1973年までに長瀬野は29戸移転、18戸残留、七内川は6戸移転11戸残留、和佐内は移転0戸残留17戸、合計移転35戸残留46戸である。残存（1973年）の理由としては「将来離村するから、今移住地に行く必要がない。」が11戸、残りは移住反対である。住民の意見「金がかかり、借金が残る。」「酪農をしているから（2戸）。」和佐内で移住しない住民4戸に面接したが、いずれも「集落移転は良いことだ。」としているが、「移住したいが簡単にゆかない。」と述べている。

移住者に聞くと、「移住して良かった。」が8戸、「どうとも思わない。」が2戸である。主婦は移住に最も賛成しており、「前の生活とは比較にならない。」と言っている。

### 5. 移住地

移住地は県道から少し入った八年橋を渡った地点（長野瀬集落内）である。長野瀬集落の住民は八年橋付近を主張した。ここは集落内であり、所有耕地との距離は0～2kmで従来とほぼ変わりが無い。両沢の人達は八年橋付近では所有耕地と3～4km離れており、いっそのこと小学校があり、県道にも面し、村役場にも1.5kmの猿橋集落が良いとした。1966年に七内川集落から移住した2戸もこの付近である。なお、八年橋付近から村役場まで3kmある。

結局、多数派の長瀬野集落の住民が猿橋なら移転しないと、七内川の住民は生活不便だからどうしても移転したいということになり、そのうえ、猿橋では地価が高すぎるということから、八年橋のたもとに決定した。

この土地は昔は共有地であったが、戦後長瀬野の住民に分割された。ここは砂礫地で、かつ、水害常襲地であった（最近河川改修により堤防をつくった）ため大半が未利用地であった。ここを村が買収し移住地とした。この買収により、土地代金が入った人があり、なかには100万円受け取った人もある。一部の人に金が入るということが、八年橋付近に移住地を決めることの反対の一原因ともなっている。

村は10a当り水田18.7万円、畑7.8万円、草地7.5万円、山林原野5.5万円で10.8ha（大半は山林原野）を買収し移住地とした。土地所有者26名のうち25名は長瀬野集落の住民である。土地買収に反対した人が1名（長瀬野集落の人）いたので、その所有地10a、原野40aに対して3割増の代替地と、その整備を条件に土地買収に応じてもらった。結果的には、村は60aの原野を代替地とした。

### 6. 移転後の農業

長瀬野、七内川共に農地には通作している。長瀬野は通作距離が従来とほとんど変わりがなく、農業条件は同じことである。両集落とも移転にさいし、営農規模を縮小するという事はなく、逆に、共同畜舎を建設し肉牛を増加している。

移住35戸のうち5戸は移転と同時に離農し、森林組合に勤務したり、日雇をしたりしている。従来からの非農家5戸は、そのまま森林組合勤務、大工、教員、床屋をしている

### 7. 新集落建設事業

## イ. 住 宅

分譲住宅30戸と公営賃貸住宅5戸を建設している。分譲用は入居者が村役場に希望間取りを伝え、それを村役場が業者に建築させることにしたが、結局、3種類に統合された。その規模、売値は木造平屋67㎡150万円、同80㎡240万円、木造2階111㎡348万円である。宅地は面積200坪で、村有として入居者に貸付けている。これは売買による新集落の崩壊を防ぐためであり、一定期間後は入居者に売却する予定である。宅地の広さについて質問したところ、「充分」が6戸、「狭い」が3戸である。狭い理由は自家野菜を作れないからである。

公営住宅は1戸建て3DK50㎡建築費150万円であり、敷金1.5万円で家賃は月5,000円である。入居者のうち3戸は離農者、2戸は零細農家である。公営住宅入居の理由は「将来、村外に移転するかもしれないから。」である。

## ロ. 生活環境整備

注目すべきは858万円かけた集会施設、102.9万円投入した下水道施設である。この下水道は当初計画されていなかったが、住民が経済企画庁に陳情し建設した。なお、浄化した水は和賀川に流している。新集落の中央に15アールの広場を設けソフトボールも行なえる。また、1.5haの防雪緑地、道路整備、電気施設、電話と有線放送の移転を行なった。

## ハ. 農業生産基盤・施設整備

農業生産基盤を着々と整備している。新集落団地の4割を占める4ha(畜産基地40a、造成草地2ha等)が農業用地である。共同畜舎2棟、農機具格納庫3棟を建て、農道整備、跡地整理、離農助成を行なっている。

## ニ. 付帯工事

移転に関連して八年橋改修、簡易水道事業、カンガイ排水事業を行なっている。長瀬野地区(新集落も含む)から県道に出るには八年橋を必ず通らなければならない。それが木橋で老朽化していたので、1971年にコンクリート橋に改修した。新集落を含む村内の8集落で簡易水道を新設した。

## ホ. 費 用

経済企画庁の集落再編成モデル事業は国1/2、県1/2の補助率であるが、モデル事業の範囲だけでは住宅移転にしても、生活環境整備にしても不足している。モデル事業5,800万円を含め、全事業は約22,000万円である。この

うち補助は国14%、県6.5%である。本村は人口6,000人で1968年度の財政収入83,600万円という状況では村も多くを負担できず、村と移転者で半分づつ負担している。受益者負担は全額の35%、1戸平均280万円で、内訳は住宅250万円が最も多く、ついで給排水施設の11.5万円である。

国県費の補助率を高い順にあげると、離農助成75%、畜産基地71%、農機具格納庫60%、共同畜舎と集会施設52~53%、集落内道路整備32%、排水設備29%、広場24%、公営住宅18%、計画作成事務費15%、分譲住宅(形式は利子補給)と宅地造成8%で、宅地用地取得、電気施設、給水施設、電気と有線放送施設移転、集落外道路整備、跡地整理、草地造成は0である。

融資は住宅金融公庫から115万円(利子5分5厘、3年据置、18年返済)他に農協から個人的に住宅資金を(金額は各戸によって違う)、利子8分8厘、10年返済で借りている。それが公庫より高利のため公庫融資の増額という要望が面接10戸のうち5戸あった。

## Ⅱ 山形県白鷹町

### 1. 概 況

山形県の中央部で山形市の西に位置した山間地である。冬季積雪が多くて、除雪できず孤立する集落が本町全36集落のうち1/4の9集落もある。生活圏は、町の中央を流れる最上川で、右岸圏(中心鮎貝集落)と左岸圏(中心荒砥集落)とに分かれる。

移住対象は急激に人口の減少した集落と、過小集落とである。共に相互扶助を中心とする共同体活動と文化生活維持が難かしいからである。具体的には集落規模が20戸以下の集落全部(5集落)と、1965~70年の人口減少率40%の桁窪と32%の平田の合計7集落(いずれも冬季孤立)が対象となった。これらの辺地度点(自治省通達による)は最高が桁窪の179点、最低が姫城開拓の105点と、いずれも一応移住対象の100点以上の辺地である。冬季孤立の集落のうち人口減少率が少なく、20戸以上の2集落は今後の除雪区間延長により改善することとし、移住対象から除外している。なお、実際に移住したのは1971年の桁窪と荒山の2集落にすぎない。

### 2. 移住対象集落

① 桁窪 1960年から10年間に戸数が25%人口

が40%減り、移住時は39戸193人で移住対象集落の中では最も大きい。町の中心集落荒砥まで8.7km、ふもとの黒鴨集落(柗窪は山地で、最も近い平地集落)まで4kmある。住居は傾斜地に点在し、冬季の積雪は2m以上にも及ぶ。平均経営面積は0.9haであるが、水田は山間傾斜地の千枚田で1枚2~3㎡という田もあり、農業条件は悪い。

2) 荒山 1960年から10年間に戸数が60%人口が67%激減し、移転時は4戸21人である。1944年には16戸であったが、大火で4戸がふもとの黒鴨集落に移転した。黒鴨まで600m、荒砥まで7.2kmである。平均経営面積は0.8haであり、農地の約2/5は他集落(主として黒鴨)からの出作である。

荒山、柗窪共に農業所得は30~40万(1970年)と低く、家計は冬の出かせぎに依存している。

### 3. 移住地

町の主要集落の一つの鮎貝集落(国鉄駅あり)の外れて、両集落に通じる道路沿いの所に、両集落が一諾の新団地(柏原団地と称す)に移住した。柗窪から7km、荒山から5kmである。柗窪の1戸は町内の親類の土地に移住し、残り38戸と荒山全4戸はそろって柏原団地に移住した。移住地の積雪は平年で70cmである。

移住用地は村が買収した。そこは農振地域のため宅地転用が難行した。ただし、普通では宅地として売れないので、それが用地買収の成功した一因と言える。

### 4. 再編成の経過

1) 柗窪 1965年に町役場は現地で永住するための施策を立案し、住民も移住を考えていなかった。その後、情勢は急変し、1969年に住民が鮎貝に移転したいので土地を周旋して欲しい旨町役場に陳情した。町も過疎地振興対策としてとりあげた。

2) 荒山 柗窪の移住が決まったので、荒山の住民も移住したいと何回も陳情した。しかし、町役場と区長が消極的であった。そこで、鮎貝に堀立小屋を建てても移住する決意を示したので、町役場はあわてて一年間待ってもらい、1971年柏原団地造成後、柗窪と共に移住した。

### 5. 住民評価

両集落の住民12戸に面接して聞くと「当初から移転に賛成した。」は9戸、「どっちも言えない。」は3戸で反対は1戸もない。移住理由は「農業に将来性がない」が6戸、「生活環境が悪い。」が3戸、「兼業に都合が悪い。」

「子供の教育上。」が各1戸である。当時の減反政策を反映し農業に希望がなくなったので、当初から移住に積極的だったのである。

移住後の状況について「移住して良かった」が11戸、「どうとも思わない」が1戸で不満は1戸もなく、移住に満足している。

### 6. 移住後の就業

#### イ. 農業

荒山は移住地と農地との距離も近く、農業条件も良いので移住地から通作している。

柗窪は農業経営を縮さないし放棄しており、自家用野菜や飯米をつくっている程度である。老人が元の住居に数日泊りこんで農業をしており、出張農業とでも名づけるような経営をしている。

#### ロ. 農業以外の就業

柗窪は離農的な移住である。町役場は町内の工場に周旋したが、中高年令者に常勤職をみつけるのは難しい。移住により土建業の日雇いに通勤しやすくなったが、これも冬季は積雪のため地元で職がなく、結局、出かせぎに行くことになる。移住して「仕事が見つかりやすい」が3戸、「みつけにくい」が2戸、「前と同じ」が5戸である。住民の意見として「出かせぎをしても家が心配にならず、安心して働ける」といっている。

#### ハ. 跡地利用

柗窪の住民は元の集落の跡地利用について町役場に任している。不動産業者に売却という話もあったが、住民が同意しなかった。町役場は集落全体を自然博物館として保存する計画をたてている。

(イ) 保存農家を選定し、修理復元し、民具調度品を保存する。

(ロ) 自然植物園、花木園、遊歩道、車道、キャンプ場を整備し、ホテルやメダカなどの自然と親しむ。

(ハ) 青少年、婦人、老人、勤労者の研修、休養、レクリエーションの場とする。

(ニ) キャンプ村とする。

以上の方針に基づきまず1,700万円で町が跡地を買収する計画をたてている。

### 7. 新集落建設事業

#### イ. 新集落(柏原団地)

1970年に鮎貝に2.8haを1700万円(県費と町費補助)

で買収し、1.6haの宅地造成と団地内道路を2,596万円で建設した。この団地にさらに5集落が移転する計画があるので、1971年に、さらに1.5haを買収した。

柏原団地は農業を考慮せず都市的な住宅団地を造成している。町は事業に対し過疎債を発行できるが、それには限度があり、財政難である。都市的な団地の方が農業施設を要しないので、安く造成できる利点がある。荒山の住民は農業の共同作業所を望んでいるが、建設予定はない。集会施設(198㎡)と広場を計画しているが、補助金がないため実行されていない。団地内の冬季の通行維持のため雪捨て場を考慮して、団地内道路は幅員7mと広い。

#### ロ. 住宅

分譲住宅と公営賃貸住宅とがある。荒山4戸と枋窪35戸は分譲であり、公営入居者は枋窪3戸にすぎない。

分譲住宅は建坪、間取り、宅地面積とすべてに均一に建てている。土地を除く住宅だけの価格は160万円(1971年)である。宅地は100坪で個人に売却せず、住宅だけ売る。1983年に町が買収当時の価格の100坪133,000円で払い下げる予定である。

賃貸は町営県営があり、共に家賃は6,000円(1972年度)である。入居者は3戸で、その内容は寺(老婦と裁縫師1)であったが移住後無職になった世帯、老婦1人のみの世帯、世帯主病気で生活保護を受けている世帯と、いずれも経済的に困窮している。そのため、「家賃は高い」という声がある。

#### ハ. 住民評価

宅地100坪に対しては「狭い」8戸、「十分」4戸で、「150坪は欲しい」という声が多い。狭い理由は自家野菜や農作業の場所がないことで、「十分」と答えた人の多くは非農家である。

#### ニ. 費用

補助金は分譲住宅の人に40万円(県20万円、町20万円)で、公営住宅と団地外移住者に20万円(町費のみ)である。補助金に対し「少ない」6戸、「十分」2戸で、住宅代が160万円であり、「せめてその半額は補助して欲しい」と住民は要望している。

貸付金は住宅金融公庫から110万円(年利5分5厘)である。これには「少ない」4戸、「十分」4戸であり、利子は「高い」2戸、「丁度良い」6戸である。

### Ⅲ まとめ

#### 1. 沢内村

本村は3m以上という日本屈指の豪雪地帯である。本村を県道が1本南北に縦貫し、その道は冬季除雪されている。そこで県道から外れた長瀬野、七内川、和佐内の3集落をまとめて、県道沿いに移住させることとした。なお、小学校統合により学校が県道そばに移ったことも集落再編成の促進要因となっている。しかし、移住反対の住民があり、移住地に近い長瀬野と、県道から最も遠い(すなわち生活が最も不便な)和佐内の両集落の住民が主として移住した。

移住後も農地と比較的近い(0~4km)ため、営農形態はほとんど変わりが無い。ただし、離農助成金が支出されており、若干の離農者がある。移住地は村が26名の所有者(主として長瀬野)から10.8haの土地(主として山林原野)を買収し、移住者に借している。そこには公営賃貸と分譲住宅を建てている。広場と下水道完備が特徴であり、新住宅団地の4割は農業用地で共同畜舎や造成草地や農機具格納庫があり、肉牛飼育が伸びている。

問題点としては国・県の補助金の少ないことである。収入の少ない山村で集落再編成に多額の村費を支出するのは難しく、受益者負担も多い。

#### 2. 白鷹町

人口減少のはげしい枋窪と、戸数4戸という小さい荒山の両集落が移住した。両集落は共に山地にあり、冬季は積雪により孤立をよぎなくされていた。集落再編成事業により国鉄駅のある鮎貝集落の外れに新住宅団地をつくり、両集落共にそこへ移住している。そこは農振地域内であり宅地転用が難しく、そのためかえって買収ができたと言える。当時の減反政策を反映して、農業に希望を失なったのも、本地区の集落再編成の理由である。

枋窪は傾斜地で農業としての条件が悪いので、移住後は農業をほぼ放棄し、荒山は移住地から5kmと比較的近く傾斜もゆるやかなので、通作して農業を続けている。新住宅団地には分譲と公共賃貸の両住宅をつくっている。賃貸住宅の入居者はわずか3戸で、経済的に苦しい人であり、余裕のある人は分譲住宅に入り階層分解がみられる。分譲住宅は敷地、建坪すべて同一とし、平等感をおこさせ、移住者がまとまりやすくしている。

都市的文明への意識的無意識的反  
発がはじまっている。

メガロポリスへの一方通行の彼方  
に沈没することを欲しないならば  
われわれは新しい農村—未来の計  
画空間への道を模索しなければな  
らない。

財団  
法人

**農村開発企画委員会**

東京都千代田区神田駿河台1の2馬事畜産会館

TEL 294-8721 (代表) 〒 101

## 三祐で あなたの土地が よみがえる

- 各種産業開発計画についての  
コンサルティング並にこれに伴う  
企画、設計、施工監理業務—
- 各種産業開発計画に  
ついて委嘱を受け  
てする研究並に  
これに関する  
資料提供—
- その他、以上に附帯する業務

土と水をデザインする

株式会社 **三祐コンサルタンツ**

本社・名古屋市中区錦2丁目15番22号協銀ビル

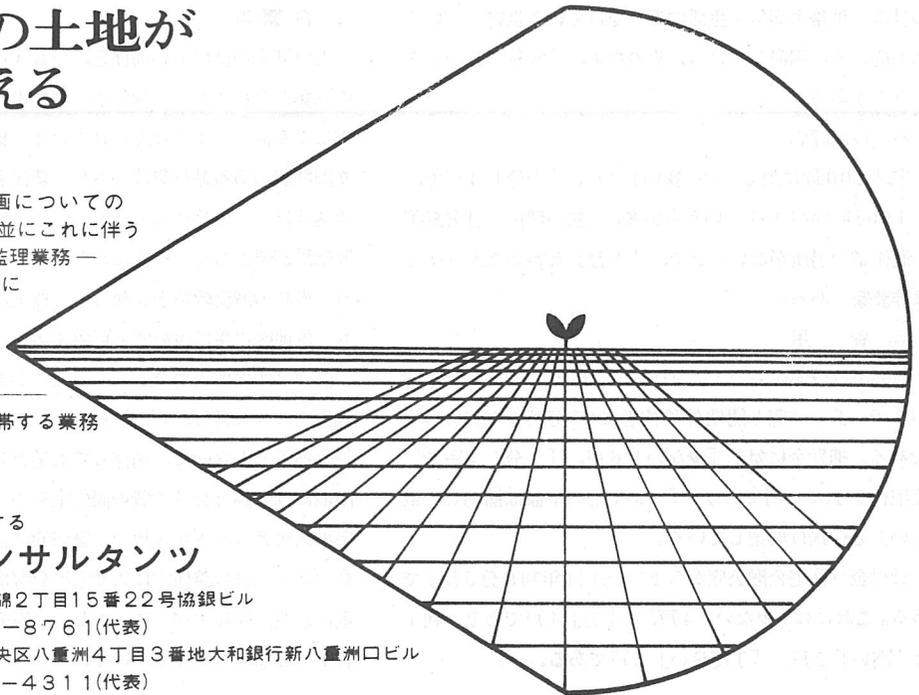
TEL 201-8761(代表)

東京支社・東京都中央区八重洲4丁目3番地大和銀行新八重洲口ビル

TEL 274-4311(代表)

仙台支店・TEL 27-6722

熊本出張所・TEL 54-5226



# 長野県における集落移転について

## — 豊田村美沢地区の跡地利用の実態 —

木村和弘\*

### はじめに

山肌にまわりつくように点在する農家。しかしそこには人影はない。全て板戸を打ちつけ、中には既に朽ちかけた家屋も存在する。かつてそこに住んでいた人達が嘗々と築きあげてきた“田毎の月”の見える天に到るまでの田圃は、今や杉や松の永年植物が植えられ、山に戻ろうとしている。既に廃村になってから何年かがすぎ去り、かつての住民は、もはやそこには登ってこない。

このような光景の村々が、長野県にも各地でみられるようになった。新聞の記事にも、どここの部落が何百年の歴史を閉じると報道されることが多くなった。

山村からの挙家離村が問題にされ、昭和45年過疎法の制定に伴って集落整備が「集落再編成」という名で華々しく登場した。それは、具体的には自治省の「過疎地域集落整備事業費補助金制度」と経済企画庁の「集落再編モデル事業費補助金制度」による集落再編成事業であった。また各道県でも、国の採択基準や補助枠に入らないものために県単事業として「集落整備事業」の名のもとに行なわれることとなった。

しかし、実際には集落再編成という語の意味もはっきりしないうちに行政用語として慣用化され、一般には山間の辺地に点在する小集落を交通の便のよい幹線道路ぞいの拠点集落や町村の中心部に移し、合理的に再編成しようというものととらえられ、集落の移転＝集落の再編成であるかのように言われている。

このような集落再編成のとらえ方に対して、村落論からの定義<sup>1)</sup>や各種の定義<sup>2) 3)</sup>がなされているのが現状である。筆者らは、集落再編成のもつ性格を明らかにするため、既に行なわれた集落移転を伴う集落再編成について問題点の検討を行なっている<sup>4) 5)</sup>

本報告では、豊田村の事例を中心に長野県で行なわれている集落整備事業の問題点を明確にするため、跡地の利用

形態、特に移転後の通勤耕作による跡地利用の変化について検討を行なった。

### I 集落整備事業の中での跡地利用

#### 1. 集落整備事業の中での跡地利用

長野県の集落整備事業は、過疎対策の一環として開始された。この事業が開始される以前には、昭和41年から県単事業で災害等の危険のある地域や常襲地に対する集団移住事業があり、これが昭和45年過疎対策の一環にくみこまれ辺地の住民の移住にも適用されていた。しかし、この事業は単に辺地や災害常襲地の集落から住民を撤退させるだけの事業で、移転後の生活再建のための耕地取得、住宅建設等についてはなんらの補助も行えなかったのである\*\*

長野県では、昭和45年制定の過疎法によって39の過疎市町村（法定過疎地域）が指定された。県は過疎法の基準に準じて、人口減少率6%以上、財政力指数3年平均0.5未満の市町村を県単独で定めた過疎地域（準過疎地域）と指定しており、昭和49年3月末現在その対象地域は30市町村である。

県単集落整備事業は、これら法定過疎地域および準過疎地域を対象として行なわれるもので、昭和47年7月6日県公示により「集落整備事業補助金交付要綱」として開始された。この要綱は、過疎地域市町村の隔絶した小規模集落の移転を促進し、地域住民の生業の確保と福祉の増進を図るため、市町村が行なう集落整備事業に対して補助金を交付すると述べている。

自治省所管の集落整備事業と県単集落整備事業とを比較（表-1）すると、国・県の事業ともその内容は基本的に同じであり、移転による生活部門の改善に重点がおかれ、山村の生産基盤と社会関係についてはほとんど顧みられていない。

\*\* S 47.7より移住者の住宅建設資金に対する利子補給が加わった。しかし、利子補給は同一市町村に移住する場合に限定されている。

\* 信州大学農学部

表-1 国及び県の集落整備事業の比較

項目	自治省集落整備事業	県単集落整備事業
対象地区	法定過疎市町村	法定過疎市町村および準過疎地域市町村
条件	① 交通条件等が悪く、医療教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な集落であること。 ② 全体として、移転戸数が原則として20戸*以上であること。 (* 昭和49年度より、10戸以上に変更) ③ 各移転対象集落等にある全戸が移転すること。 ④ 移転戸数のうち、相当の戸数が移転先地において団地を形成すること。	① 交通条件が悪く、医療教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な隔絶した小集落であること。 ② 全体として、移転戸数が5戸以上であること。複数の集落からの移転で5戸になればよい。 ③ 各移転対象集落にある全戸が移転すること。 ④ 移転戸数のうち、5戸以上が市町村が定めた団地に移転すること。 ⑤ 団地は基幹集落に接続し、基幹集落の育成が助長されるものであること。
経費限度額	一市町村当り 4000万円以上 6000万円以下	—
事業年数	2ヶ年継続	3ヶ年(計画年次を含む)

しかし、県単集落整備事業は、広域生活圈や地方生活圈の整備をよりどころに交通・通信ネットワークからはずれる隔絶された小集落の撤退をはかる国の政策を受継いでいるものの、計画面で若干独自の考えをもっていた。すなわ

ち国は、山村それも辺地性の強い山村に対して「なんらかのインパクトを与えて解体してしまわざるを得ない」<sup>6)</sup>「いまの地域に住んでいる人達は、村落の解体とともに流出してしまうのではないか。将来の農業発展のために自然条件がよいと再発見されれば、そこには、なんらかの企業性をもった農業経営者が外部からはいつてきて、村落の解体が進められるかもしれないけれど、現在の地域の住民はとてもし新しい農業の担い手にはなれないという感じがする」<sup>6)</sup>という発言に代表される考えを持っていたが、県段階では直接に現在の住民を当該市町村から流出させず、域内の移動に留めることが主眼とされ、そのため実際には困難な問題である移転後の跡地利用や地域の農林業振興計画が考えられた。しかし、後述する市町村担当者の発言にもみられるように、これら計画の実効は大した期待も持たれてはいなかった。

2. 事業に対する市町村の考え方

集落整備事業の実績は、表-2の通りである。

表-2 集落整備事業実績

年度	対象集落	移住先	戸数	人員	県費補助額	補助内容
47	飯山市 南善寺・田草	大久保	21	90	5242 千円	団地道路建設 <sup>注1)</sup> ・電気供給施設 <sup>注2)</sup> ・有線放送施設 <sup>注3)</sup> ・利子補給 <sup>注4)</sup> ・移住資金 <sup>注5)</sup>
47	豊田村 美沢	美沢団地	14	65	5096	団地道路建設・有線放送施設・利子補給・移住資金
47	小川村 桐山・川上	大久保	8	32	1440	移住資金
47	青木村 琴山	宮淵	8	24	2739	団地道路建設・給水施設 <sup>注6)</sup> ・有線放送施設・利子補給・移住資金
48	川上村 四工場	室屋	5	15	2797	団地道路建設・給水施設・利子補給・移住資金
48	豊田村 美沢(継続)	美沢団地	1	2	192	利子補給・移住資金
48	飯山市 北峠・南善寺	—	7	26	2763	集会施設 <sup>注7)</sup> ・利子補給・移住資金
48	小川村 桐山・川上	高府	8	33	1460	移住資金
	計		72	287	21729	

注1) 団地道路建設：市町村の道路建設に対する補助 1/2以内 150万円限度

注2) 電気供給施設：受益者負担額について市町村が補助を要する経費 1/2以内、1戸当り15千円限度

注3) 有線放送施設：市町村が団地に有線放送を設置するための経費、1/2以内、1戸当り15千円を限度

注4) 利子補給：年利3.5%の割合で計算した額の5年分、1/2以内、1戸当り15万円限度

注5) 移住資金：1世帯当り20万円以上、1人当り4万円以上、1/2以内

注6) 給水施設：市町村が団地に給水施設を設置する経費，3/4以内，20万円限度

注7) 集会施設：集会所の新築・増改築に要する経費，1/2以内，150万円限度

資料：過疎地域実績報告書及び過疎地域の現状と対策より

各市町村における集落整備事業は，市町村の長期計画等の基本計画の中で位置付けされたものではなく，昭和47年の県公示を機に急拠この事業のっとり集落移転を行なったのが実状である。

市町村としては，人口減少をきたしている集落の住民の要望に対し，何らかの手立てをしなければならぬと考えてはいても，財政的にも人的にも困難なことが多い。そのため大部分の市町村では，住民の要望に対してこのような辺地の集落に対する行政サービスを負担し続けるより，別の形で行政効率を高めようとする傾向が強い。その一方策として，市町村の中には集団移住事業による集落移転を考えていたところもあった。しかし，集団移住事業では市町村域外への流出も多く，これ以上の人口減少を阻止するには，なんとか市町村域内に人口を留まらし得る方法を必要とした。そこで市町村域内，それも中心地での団地化という集落整備事業が開始されると，これに飛びついていったのである。

市町村の中心地附近への移転には，生活環境および就業機会の増大がもたらす所得条件の改善が期待される。

一方，移転跡地では通作による営農継続が予定されたが，これは県の過疎地域振興方針の「跡地利用対策として，移住者の経営耕地が放置されることのないよう，地域の実情に即した一体的土地利用を図る<sup>7)</sup>」という考えに沿ったものである。ところが跡地での農業経営を継続してゆくかぎり，移転しても兼業は容易ではないし，また逆に就業機会が増大しても兼業を増大すれば跡地での農業経営を縮少していかなばならないという矛盾を含んでいる。

このような矛盾を含みながらも移転が行なわれていったが，市町村の担当者自身，「結局は，山だけでは生活できないので兼業化してゆき，いずれは住居とともに山の生活を捨てざるを得ないのではないかと述べているように跡地での農業経営には，ほとんど期待感をもっていない。事実，多くの場合，一・二年のうちに耕作が放棄され，別荘地などの形で観光資本に買収されている。後述する美沢地区の事例でも，兼業化の進展に伴って，通作による農業経営は縮少・放棄される傾向を示している。

以下，豊田村美沢地区の状況を見ることにしよう。

## Ⅱ 豊田村美沢地区における跡地利用の実態

### 1. 豊田村美沢地区の集落移転

#### (1) 豊田村の概要

豊田村は，長野県北部に位置し，長野市には自動車で40分，千曲川を渡り中野市には30分の距離にある。

地勢は，南東面に傾斜し，千曲川沿いの一部を除いて山間急傾斜地で標高320～760mの間に位置する。千曲川沿岸部には，リンゴ畑が多く，山間地に行く程水田の比率が高まる。

気候は，年平均気温10～12℃，降水量1600mm程度，降雪・根雪期間は12月～3月で積雪量は30cm程度である。

産業就業構成は，第1次産業就業者が全体の6割を占め，農業者の比率が著しく高い。しかし，農業から第2次産業への移行傾向は高くみのがせない。

豊田村は，上今井，豊津，穴田，永江の4つの大字から成り，上今井で14，豊津で14，穴田で2，永江で10の字が存在する。各大字は各村として明治時代に独立，その後，上今井・豊津が合併して豊井村，穴田・永江が合併して永田村となり，昭和31年9月両村が合併して豊田村となった。本調査地の美沢地区は，旧永田村大字永江に属していた。

昭和35年～40年，昭和40年～45年の人口減少率は，それぞれ9.4%，7.3%であったため，県公示の準過疎地域に指定された。

土地利用状況等を表-3に示した。

#### (2) 美沢地区の概要

美沢地区(図-1)は，村の中心地替佐から7km，旧村の中心地北永江から3.5kmの距離にあり，北永江とは県道・村道によって連絡している。

当地区は豊田村の中でも豪雪地帯に数えられ，冬期1m近い積雪をみることもある。

集落は，美沢川とその小支樽沢とに挟まれた南東斜面に位置し，集居形態をとる通称「日向」と，樽沢と小江戸沢とに挟まれた列状の散居形態をとる通称「樽」の2地区から成り，集落上端と下端の標高差は約100m(標高500～600m)に達している。

表-3 豊田村および美沢地区の概要

*土地 利 用	総面積 (ha)	昭和35年		昭和43年	
	水田	3455(100%)		3456(100%)	
	畑	430(12.4)		397(11.5)	
	果樹園	243(7.0)		169(4.9)	
	桑園	209(6.0)		271(7.8)	
	その他樹園地	18(0.5)		5(0.1)	
	草地	3(0.1)		3(-)	
山林	65(1.9)		73(2.1)		
山宅	1764(51.1)		1775(51.4)		
その他	54(1.6)		56(1.6)		
	670(19.4)		707(20.5)		
人口		昭和35年	昭和40年	昭和45年	
	戸数	1362	1324	1281	
	人口(人)	6993	6337	5873	
産業人口		昭和40年		昭和45年	
	就業者数(人)	3333(100%)		3359(100%)	
	第1次産業(人)	2231(66.9)		1976(58.8)	
	第2次産業(人)	344(10.3)		531(15.8)	
第3次産業(人)	758(22.7)		852(25.4)		

\*役場資料

耕地は、河川に沿って急傾斜の棚田を形成し、錯圃形態を示している。1960年センサス結果によると、一戸平均耕地面積95.6a(ケイハン含)そのうち水田67.6a, 樹園地9.9a, 畑18.1aで、一筆平均約5a, 各戸平均耕地団地数5.8である。また林地は、大部分が小規模な私有林に

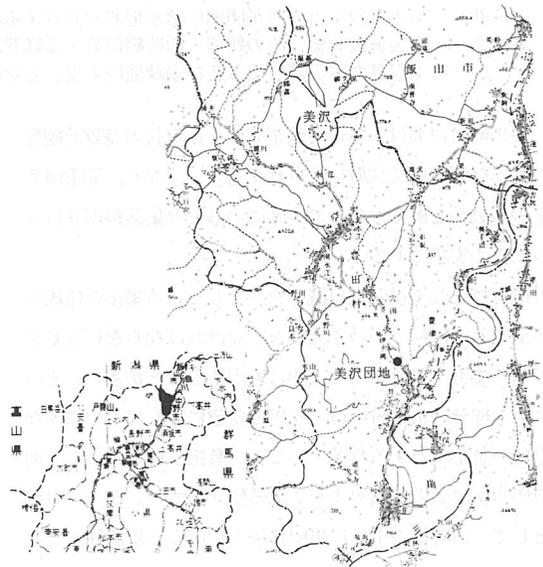


図-1 豊田村および美沢地区位置図

よって占められ一戸平均面積約164aで、共有林は20aならずである。

家計は農業経営と冬期の出稼ぎによって保持されてきた。農業経営は、昭和35年当時から水稻を中心に、果樹(リンゴ)、養蚕、一部畜産を取り入れた複合経営が行なわれていた(表-4)。

表-4 農家状況

農家番号	家族数(男子数)	耕地			山林		リンゴ栽培面積	畜産農家(収入のあるもの)	養蚕農家(収入のあるもの)
		小計(団地数)	水田	樹園地	畑	人工林			
1	6(2)	7	51.21	14.06	16.29	55	100	4.21	○
2	5(2)	131.01(8)	99.18	15.05	16.08	27	100	0	○
3	8(4)	156.24(6)	97.17	8.09	50.28	149	200	8.09	○
4	4(3)	111.17(7)	71.02	15.27	23.18	35	76	6.05	○
5	4(3)	183.13(10)	136.06	22.17	24.20	0	0	13.23	○
6	5(1)	99.20(7)	81.12	0.26	17.12	0	74	0	○
7	7(3)	112.18(8)	75.12	16.28	20.08	81	50	4.29	○
8	6(3)	90.04(8)	50.13	21.18	18.03	30	87	10.03	○
9	7(4)	108.19(6)	82.19	3.12	22.18	100	199	3.12	○
10	5(2)	105.23(8)	74.21	13.11	17.21	50	150	9.21	○
11	7(4)	71.10(6)	29.26	37.11	4.03	0	204	29.07	○
12	5(1)	75.06(4)	58.02	0	17.04	33	90	0	
13	4(3)	104.08(5)	68.04	9.02	27.02	55	100	9.02	
14	7(4)	54.15(7)	37.06	4.29	12.10	50	99	4.29	
15	3(2)	114.26(7)	94.21	0	20.05	60	115	0	
16	5(1)	83.19(6)	56.27	12.28	13.24	100	269	12.28	○
17	5(2)	38.07(2)	30.12	0	7.25	0	0	0	○
18	4(2)	98.25(3)	61.18	15.13	21.24	60	180	0	○
19	7(4)	97.18(3)	82.27	1.11	13.10	50	179	1.11	
20	3(2)	38.03(3)	32.15	0	5.18	80	170	0	
21	7(3)	69.10(3)	54.10	0	15.00	0	0	0	

1960年センサスより

出稼ぎ形態は、冬期積雪期の数ヶ月間、他町村へ泊りこみで働きに出るもので季節的恒常的なものである。1960年センサスによれば、兼業農家17戸のうち14戸が季節出稼ぎである。これらは酒造り(杜氏)として専門技術出稼ぎであり、その技術は伝統的に美沢地区に継承されたものである。出稼ぎ先は毎年ほぼ固定していて、周辺の長野、中野、須坂の造り酒屋である。出稼ぎ者は、世帯主と後継者が大部分である。

美沢地区の人口・戸数の推移(図-2)を見ると、人口減少率は旧永田村の中でも高く、昭和35年~40年、昭和40年~45年の減少率はそれぞれ12.3%、36.0%である。

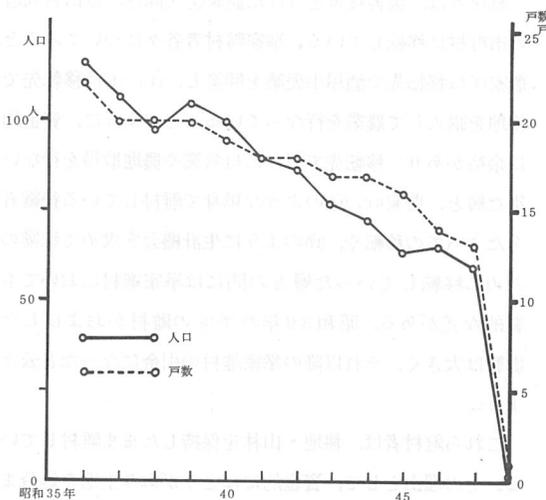


図-2 美沢地区の人口推移(住民票より)

### (3) 集落移転のきっかけ

集落移転の直接のきっかけは、(1)昭和44年集中豪雨災害によって、多くの住民が居住に不安を感じるようになったこと。(2)この後昭和45年に全村水道計画が村当局より発表されたことである。

この災害が住民に与えた影響は大きく、人口減少による不安と同時に、将来の居住に対する不安を生じさせた。その結果、地送り防止事業の早期着工、道路維持管理の地元負担の軽減、冬期の除雪、水道設置等の要望が出された

これに対し村当局は、昭和45年11月移動役場の席上で「全村水道計画の一環として水道を設置するには、700~800万円程度の事業費がかかり、今後も離村者が出るなら多大の費用をかけたことが無駄になる」と言い、「今

後も離村する人がいるなら、この際集団で離村したらどうか」と集団移住の提案を行なった。

こうして美沢地区は「水道を引いて居住するか」または「水道事業費を村の援助資金として、住民の移住に用いてもらい集団移住するか」の二者択一を迫られたのである。これは、災害被害による住民の不安感の高まりを機に、行政サービスの効率を向上させるため強力な指導によって人口減少の著しい集落を一気に里に下山させようとするものであった。

### (4) 集落移転の経過

美沢地区の住民は、集団移住の提案が村当局から行われた後、一応部落総会で集団移住の方針を打ちだしたものの、現実には全員が一致した集落移転など行なえるものではないと考えていた。

その理由に(1)住宅建設等に伴う移転資金の調達困難、(2)移転後の生活に対する不安があった。移転後、生活環境や所得条件がよくなると言われても、その基盤を何に求めていくかが明確にされなかったため、跡地で農業を行なっていくかざるを得ず、通作手段等に不安があった。

農家⑥\*は、移転した場合通作手段がなく将来とも農業を行なうには極めて不都合であるため、最後まで集落移転に反対した(最終的には団地に入居)。また農家③は移転するなら、跡地に近い旧村の中心地北永江を希望した。さらに農家⑩も最終的には北永江に移転していったことが、この間の事情を物語っている。

しかし、このような問題点を抱えたまま、村当局はアンケート調査を行ない、移転先を提示し事業へと進んでいった。村当局から提示された移転先は「飛山地区」「穴田地籍末端の橋場地区(現美沢団地)」他一ヶ所であったが、県道沿にあり、村中心地・中学校にも近いことから「現位置」が選ばれた。

同時に、資金の問題も「住宅金融公庫融資」「農協共済融資」「利子補給」が行なわれることが昭和47年2月には明確にされた。

これらによって住民の8割近くが本当に移転する気持になったと言う。

そして、昭和47年から集落整備事業が行なわれることが決ったため、この事業にのっとって集落移転を考えるよ

\* 農村番号は表-4を参照

うになった。そのため、団地造成については用地（私有地）を村が買収し、宅地造成の後移転者に売却する方法がとられた。団地内道路・有線放送は県補助事業として行い、村では住宅の設計、団地内プロパンガス集中配管の指導が行なわれた。

各戸の宅地は平均140坪、住宅は移転者12戸のうち跡地より移築した1戸を除き新築し、平均建坪28坪である。

このような経過を経て、昭和47年10月24日美沢地区の解散式が行なわれ、10月下旬から12月にかけて14戸のうち12戸が団地に、他の2戸は旧村の中心地北永江に移転した。団地は「美沢団地」と名づけられ、現在独立した一区を形成している。

跡地については後述するが、耕地面積を縮小しながらも通勤耕作が行なわれている。宅地・住宅は一部別荘として東京在住の中小企業主に売却している。

## 2. 集落移転前の挙家離村と耕地状況

戦前の美沢地区の戸数は、20戸前後で安定していたが、戦後昭和21年には、戦前からの20戸に分家1戸、疎開者2戸が加わり計23戸となった。この頃が美沢地区の最も繁栄した時期で、村祭に使用する神楽・獅子舞の道具を新造して盛大な村祭が行なわれたという。その後、疎開者1戸の離村(S23)があったものの22戸の状態が昭和34年まで続き、それ以降多くの挙家離村を生ずるようになった。

美沢地区では、前述のように農業と冬期出稼ぎで生活が築かれてきたが、こうした形態は昭和40年頃まで続き、その後通年勤務に移行していく。通勤先は出稼ぎ先と同様に長野、中野、須坂等の周辺都市である。それは、まず後継者層の冬期の酒造場への出稼ぎから通年勤務の賃労働への移行として現われ、さらに世帯主層も夏期間は日雇賃労働、冬期間は酒造場への長期間の出稼ぎという形態に変化していった。

このような形態に移行した要因の第一に、リンゴ生産の不振がある。当時美沢地区のリンゴ生産は、紅玉・国光を主体としていたが、昭和40年から42年にかけて、これら品種の安値、不振が続き、そのため他品種への転換ができず、これを契機にリンゴ栽培を中止する農家が続出したこと。さらに、村当局の手による村道の除雪が行なわれ、冬期積雪期にも通勤可能となったことが兼業化の志向を支える形で作用したのである。

こうした中に挙家離村が始まった。集落移転時の昭和47年までに離村した人の離村年次、行先等を表-5に示した。

表-5 集落移転前の離村者の行方

農家番号*	離村年次	移住先	移住後の職業等	備 考
1	S44.7	北永江	畳屋(前と同じ)	地じりのため移住
4	46.	須坂市	農 業	
7	39.	豊野町	酒屋小売業を開店	
8	39.10	中野市	農 業	
11	42.1	須坂市	農業 → 勤め人	息子をたよって離村
14	45.	中野市	農協放牧場勤め	息子をたよって離村
17	44.6	中野市	不 明	

\* 表-4の農家番号と同様

離村者は、災害被害をうけた農家①を除き、豊田村周辺の市町村に移転している。挙家離村者各々についてみると、農家⑦は移転先で酒屋小売業を開業し、④、⑧は移転先で耕地を購入して農業を行なっている。このように、資金的に余裕があり、移転先で新たに自営業や農地取得を行ない得た層と、農家⑬、⑭のような単身で離村している後継者をたよっての移転や、⑰のように生計機会を求めて転業のために移転していった層との間には挙家離村においても質的な差がある。昭和39年の⑦⑧の離村がおよぼした影響は大きく、それ以降の挙家離村の引金になったと云えよう。

これら離村者は、耕地・山林を保持したまま離村している。その理由として、資金的にゆとりがあり土地を処分までして離村する必要がなかったこと、また近距離の中野、須坂という豊田村周辺地域であったため財産管理に便利であったことが考えられる。

離村者は、耕地・山林を財産的なものと考えており、それによって生産・生活を行なう気持はなく、栽培管理の点から杉、からまつを植林した以外の耕地では荒廃化が著しく進行していった。このため、残村者の土地所有面積の拡大はできなかったが、残村者の側にも現在の耕地以上に規模拡大を行ない農業を続けてゆこうという志向は形成されず、所有土地のうち耕作面積を縮小し、それによって生ずる余力を通勤化へ向けようとした。

昭和35年と45年の耕地面積を比較(表-6)すると、大部分の農家が耕地面積を縮小している。中でも樹園地、畑地の縮小が著しく、これは前述した昭和40年頃をはじめとする通年通勤の発生とリンゴ生産の不振に伴う樹園地

表-6 経営土地面積の変化(S45 在村者のみ)

農家 番号*	水田		普通畑		樹園地		山林	
	1960	1970	1960	1970	1960	1970	1960	1970
2**	99セ	a	16セ	a	15セ	a	127セ	a
3	97	87	50	18	8	-	349	500
4	71	43	23	6	15	-	111	150
5	136	57	24	2	22	18	-	-
6	81	51	17	8	0.3	8	74	50
9	82	41	22	53	3	-	299	150
10	74	90	17	17	13	18	200	250
12	58	38	17	3	-	-	123	20
13	68	46	27	2	9	-	155	222
15	94	83	20	16	-	-	175	200
16	56	46	13	36	12	-	369	338
18	61	48	21	5	15	10	240	150
19	82	48	13	10	1	-	229	200
20	32	36	5	10	-	-	250	100
21	54	38	15	2	-	-	5	20

出所：センサスより集計  
\* 表-4と同じ  
\*\* 1970の各面積不明

の荒廃の結果と考えられる。このように耕地縮少によって生じた部分の土地利用は、荒地あるいは山林が一般的である。植林状況を見ると、大部分の山林所有者は、昭和40年から43年にかけて植林しており、これは耕地縮少の著しかった時期と一致するため、耕地の山林化がこの時期に進行したものと考えられる。

また、宅地配置にも変化があり、昭和35年と45年の比較を図-3に示した。

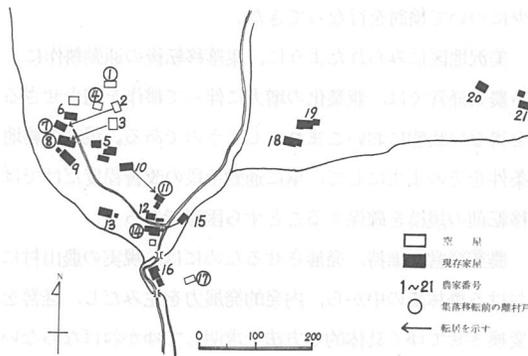


図-3 家屋配置

挙家離村の発生しているのは「日向」地区であり、離村発生がどのようなところから生じてどのように拡がっていくかという規則性はみられないが、挙家離村した人の家屋は在村者が購入し転居している。転居する場合、少しでも低位部へ、道路に面したところへと向っており、これは耕

作の利便性という面から通勤の利便性という面への考え方の転換があったことが推測される。さらに集落縁辺部農家の離村は、在村者に地氾りに対する不安感を与えたため、集落低位部の空屋に転居したとも考えられる。

このように、昭和45年以降の集落移転の話が発生する以前にも、集落規模・耕地の縮少が発生していたのである。

### 3. 集落移転後の跡地利用の状況

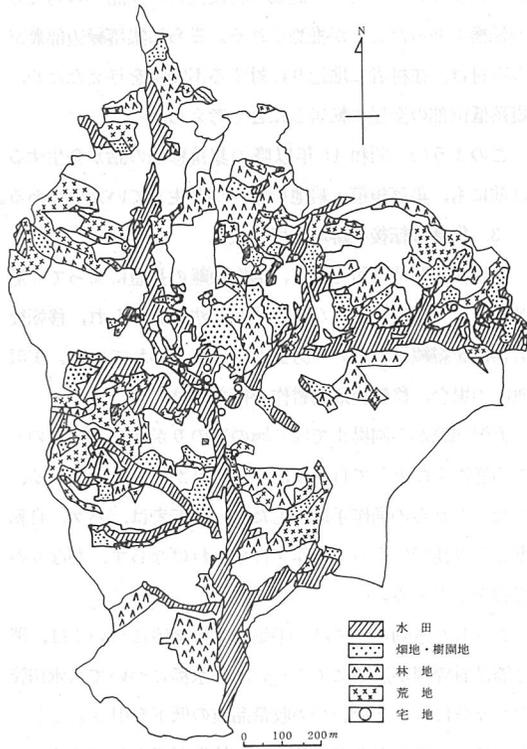
移転後の跡地利用として、通作距離の長短によって「通勤耕作」「冬里夏山」などの耕作方法が考えられ、移転後も耕作を継続するという方針が一般にとられている。美沢地区の場合、移転後通勤耕作が行なわれてきた。

美沢団地から圃場までは6kmの道のりがあり、現在のところ通作手段として自動車、バイク等が使用されている。また、これらの通作手段をもたない移転者は、バス、自転車および徒歩によって通作を行なわねばならず、かなりの苦勞をしている。

こうした通勤耕作では、①畑地、樹園地については、消毒等品質管理が適期にできない、②水稲についても水田管理が充分に行なえないため収量品質の低下を引きおこし、これによって耕地の耕作放棄、山林化が増大してゆく。それは、最も労働力を要する樹園地、畑地から始まり、水田へと波及してゆく。これら耕地の荒廃や山林化に一層の拍車をかけたのが昭和45年からの稲作生産調整であり、一度休耕された耕地は再び耕作されることなく荒廃している。

移転前の昭和44年頃(図-4)および集落移転後2年目の昭和49年(図-5)の土地利用状況を比較すると、畑地、樹園地の荒廃・山林化が著しく、それは集落部より奥地、道路より離れたところで顕著に表われている。水田についてもほぼ同様で、道路沿い、沢沿いの通作の便のよい場所、水利の便のよい場所を除いて、荒廃・山林化が進んでいる。特に水田の場合、土地所有が錯雑形態をとっているため、水利の便の悪い場所では水路の維持管理が通勤耕作によっては十分にできないこと。そして水路の維持管理は従来共同で行なわれてきたが、そのうちの戸の農家が休耕なり放棄なりすれば耕作する農家にとって大きな負担となるため一団地を形成している水田全部が耕作を止めてしまうという状況をひきおこしている。

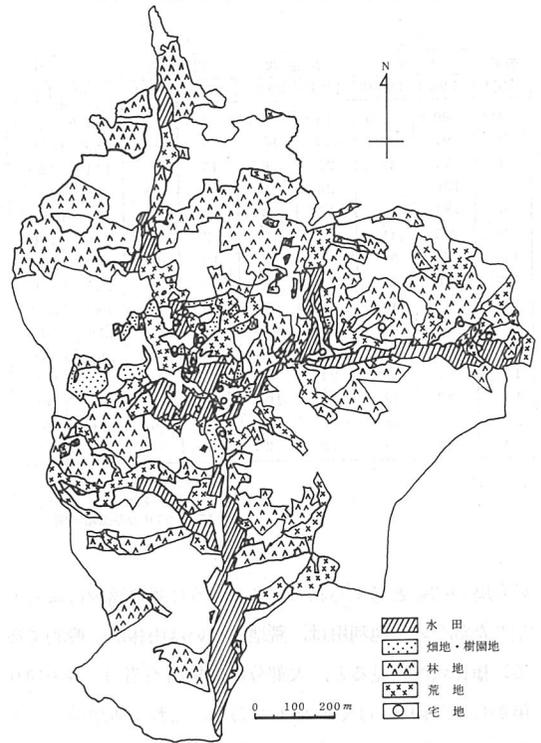
さらに今後、荒廃したり、山林化した耕地に隣接したところでも、日照障害、病虫害発生等を引きおこすため、耕地は連鎖的に荒廃、山林化が進むであろうと考えられる。



図一 4 昭和 44 年頃(集落移転前)の土地利用の状況

このように耕地を縮小してゆく背景には、①移転前に世帯主層までもが、日雇の賃労働+出稼ぎ+農業という生活形態をとるに至り、それによって耕作規模の縮小が進行していたこと。②さらに移転後の通作距離の増大に伴う土地・労働生産性の低下による農家所得の減少が生じ、その上に移転資金の返済、環境変化による生活費の増大によって現金収入の必要性が高まったため、今までの生活形態では生計が維持できなくなったことがある。

その結果、基幹農業労働者の恒常的賃労働への転換が進行していったのである。さらに、今まで農業従事者であった主婦をも日雇的または恒常的賃労働へと転換させていている(表一7)。こうして、農業は就業機会のない老人と、いわゆる日雇農家の手によって行なわれる形が出現し、この形態で行ないう程度の農業規模にまで縮小しなければならなくなっている。そのため、移転後の通勤耕作では、自家消費用野菜、飯米確保程度の規模にまで耕地の縮小が進むであろうことは容易に想像される。こうして、1-2で述べたような通勤耕作を推める市町村の担当者のいだいでいる危惧が適中するのである。



図一 5 昭和 49 年夏の土地利用の状況

おわりに

以上、長野県豊田村美沢地区で行なわれた集落移転に伴う問題点の一つとして、跡地利用それも農業経営の変化縮小について検討を行なってきた。

美沢地区にみられたように、集落移転後の通勤耕作による農業経営では、兼業化の増大に伴って耕作を縮小せざるを得ない状態におこまれてしまうのである。現状の耕地条件をそのままにして、単に通勤手段の改善程度だけでは移転前の規模を確保することすら困難であろう。

農業経営を維持、発展させるためには、現実の農山村における農林業の中から、内発的發展力を生みだし、経営を変換させてゆく具体的な方法を求明してゆかねばならないであろう。そして、このような發展力を生みださないかぎり、農林業生産の再生という思考もなく「地域計画的合理性」<sup>8)</sup>の名のもとに他律的な集落移転が行なわれてしまう危険性ははらんでいるといえよう。

そのためにも、集落移転に伴う集落再編成に含まれる諸問題を生産基盤や集落構造などの面から究明し、それらをふまえた上で本来的な意味での集落再編成を考えてゆかね

表一 7 集落移転に伴う職業の変化  
(美沢団地在住者のみ)

農家番号	家族構成	移転前の兼業職	移転後の職業
2	世帯主 妻 長男 長男 妻 子供 2	冬期酒造場 — 冬期酒造場	農 業 農 業 ガソリンスタンド従業員 工 員*
6	世帯主 妻 子供 2	農 専 業 "	土 方 工 員*
9	世帯主 妻 長男	? ? 酒 造 場	サ ー ビ ス 業 "
10	世帯主 妻 養母 長男	冬期酒造場 — — 学 生	農業(冬期酒造場) 工 員*
12	世帯主 妻 子供 2	冬期酒造場 —	農業(冬期酒造場) 工 員*
13	世帯主 妻 長男	冬期酒造場 — 地方公務員	ガソリンスタンド従業員 工 員* 地 方 公 務 員
15	世帯主 妻 長男 長男 妻 子供 2	農 専 業 — 公 務 員 —	— — 公 務 員 工 員*
16	世帯主 妻 長男 長男 妻 子供 2	農 専 業 — 会 社 員 —	郵 便 配 達 人 — 会 社 員 工 員*
18	世帯主 妻 長男 子供 1	冬期酒造場 — —	冬 期 酒 造 場 工 員* 会 社 員
19	世帯主 妻 子供 4	冬期酒造場 — 全て会社員	冬 期 酒 造 場 工 員* 会 社 員
20	世帯主 妻 長男 長男 妻 子供 4	農 専 業 " 冬期酒造場 —	— — 大 工 工 員*
21	世帯主 二男 二男 妻 子供 2	農 専 業 冬期酒造場 —	— — 運 転 工 員*

\* 村内福祉企業センター勤務

ばならない。

これらについては、今後の課題として究明するつもりである。

終りに、本調査を行なうにあたり、資料収集などで便宜をはかっていただいた各市町村の担当者の方々、特に豊田村役場の小林敏男係長、ならびに現地調査でお世話いただいた豊田村美沢団地の平山重亀氏、平山積氏に深く感謝の意を表する次第であります。

#### 参考文献

- 1) 渡辺兵力：山村集落の構造分析と再編成問題(Ⅱ)，山村振興調査会，P. P. 6～21(1970)
- 2) 乗本吉郎：農山村地域開発と集落再編成，日本の農業75，P. P. 8～9 (1971)
- 3) 安達生恒他：美作山村の集落構造と山村開発センター山村振興調査会，P. P. 94(1970)
- 4) 木村，今井，山本，松村：余呉町の集落再編成事業(I)～(Ⅳ)，昭和49年度農土学会大会講演要旨，P. P. 420～425 (1974)
- 5) 木村和弘：滋賀県余呉町における集落再編成事業，信大農学部紀要，Vol. 11，No. 2 (1974)
- 6) 下河辺淳氏の発言：低開発地域，日本の農業47所収 P. P. 164，～169(1966)
- 7) 長野県地方課：過疎地域の現状と対策，P. P. 43～44 (1973)
- 8) 渡辺兵力：村落の移転，農業総合研究，Vol. 25，No. 2，P. P. 174

# モデル農村計画

……………は、おまかせ下さい。

当社ではモデル農村計画、緑農住区のマスタープラン、地域の開発計画の立案などにつき、その基本構想から計画書の作成、効用の算定まで一貫して作業できる態勢にあり、官公庁関係に幾多の実績を有しております。

## 太陽コンサルタンツ株式会社

東京都新宿区四ツ谷三丁目五（不動産ビル）

(TEL) 03-357-6131

取締役社長 山崎不二夫

## 建設総合コンサルタント

測量・調査・計画・設計・工事監理



## パンフィットックコンサルタンツ

株式会社

取締役会長 白石宗城

取締役社長 河野康雄

技術者 530名 技術士78名 一級建築士8名 測量士64名

水工関係業務……農業計画、農業土木、灌漑排水、圃場整備、干拓、河川水源調査、上下水道、工業用水、ダム、工鉦業廃水、環境整備、電子計算機による水理解析

本社	東京都渋谷区神宮前2-8-2	〒150 電話(404)1111(大代)
札幌支店	札幌市北四条西四丁目 日興ビル	〒060 電話(221)4181
仙台支店	仙台市一番町2-3-20(第三日本オフィスビル)	〒980 電話(66)1175
名古屋支社	名古屋市中村区広小路西通り3-2(大商ビル)	〒450 電話(581)9681
大阪支社	大阪市東区南本町3-5 村田長ユーマンビル	〒541 電話(251)6761
福岡支社	福岡市舞鶴2-2-7 第二赤坂門ビル	〒810 電話(74)1761
国外支社	ブラジル、イラク、アブダビ、クエート、インドネシア、フィリピン、タイ、マレーシア、韓国、	

## 農業集落における農家・非農家の混住について

和田 忠\*

## はしがき

農業集落が、最近、村落および集落としての内容において、著しい変貌をしつつあることは、多くの指摘により明らかである。農業の近代化、農村生活の近代化、都市化への変貌は、端的な現われである。この傾向は、都市近郊に著しく、都市を中心にして同心円状に波及している。さらに、徐々にこの傾向は、遠隔の農村地域までにおよび、その結果、いわゆる従来の村落構造の持つ機能をあやうくし、農村社会は混住社会になりつつあるといわれている。

この混住社会の形成の問題は、今後の農村集落の在り方、農村集落整備計画等を考える上に重要であると考えられる。

この小論は、農業集落のフジカルな面における研究を進めるため、農家・非農家の混住社会の意味および形成・立地のフジカルなタイプについての覚書と70年農林業センサスの集落に関する資料による農業集落における農家・非農家の現況から、まずそれらの混住の状況を把握するための資料の一つである。

## Ⅰ 混住社会の意味

混住社会という言葉は、最近の農村社会の急激な構造変化から生れたものと考えられる。すなわち、専業農家の兼業化、農家家族の就業構造の変化と同時にこれらを促進させた農業以外の他産業および都市のための住宅地供給などといったことが急激に行なわれ、農家により形成されていた農業集落へ非農家が著しく進出したためである。したがって、農業集落にとって、あるいは農家生活にとって、多くの新たな問題を含んだ言葉である。

現在、この混住社会、あるいは混住地域の意味について、明確に定義されたものはないよにおもわれる。強いて、字義と言葉の使われ方からするならば、農業を職業（専業を含む）とする農家と農業以外の職業に従事する世帯が入

りまじって、生活が行なわれる農村社会、あるいは農村地域（農業集落）と解することが出来る。

混住社会の意味から、次に当然その内容、例えば、集落における農家戸数と非農家戸数との関係から混住を如何に考えるのか、非農家群の内容は如何にあるべきか等について農業生産ならびに農村生活の立場から検討されなければならないと考える。

## Ⅱ 混住社会の形成・立地のタイプ

前述のよおに、ここでいう混住社会は、農家と非農家とが、何んらかの割合、形式をもった内容で、ある地域に混住して作り上げる社会と考える。そして、その混住状況を考える一つの足掛りとして、現在、村落を形成している農業集落における混住状況を考えることとした。そこで、現在の農業集落の混住状況をとりあえず、そこに居住する農家・非農家といった形でとりあげることとする。

農業集落は、ある時代以前、ほとんどの場合、農民、農家によって構成されていたと考えられる。その後、徐々に非農業の職業（多くは半農であったかもしれない）の世帯が生まれ、さらに下って、非農業職業のいわゆる他所ものが集落に来住し、非農家の混住が始められたのであろう。このことは、最近の混住問題が取り上げられる相当以前から、既に若干の非農家の居住のあった事実から推定することが出来る。

昭和30～40年以降この混住状況は、急激かつ大量へと加速されたと考えられる（当然このこれまでの混住速度は、今後の混住化を考える上に他の社会条件との関係において見ておく必要がある）。このよおな混住の急激な加速は、都市に職場をもつ世帯のベッド・タウン造成のための用地取得にそのウエイトが大きい。

現在、農業集落に見られる混住社会の状況をフジカルに考えると3つのタイプに分けられると考えられる。

(1) 既存農業集落の内外にわたり混合状態を形成して非農

\* 全国農業構造改善協会

家群が居住している混住社会。

これは、既村の農業集落の内部、周辺にわたり、非農家群が蚕喰的に居住をする混住状態である。屢々、非農家に対する小規模居住地の提供によって発生する混住状況である。このタイプの混住社会化は、昔より見られる状況で、その混住度の増加によって、特に、いわゆる村から地方の町として発展することもあった。都市に接近している場合には、集落が都市に包含されることもあった。

- (2) 既存農業集落に接して、塊状に非農家群の居住地が作られる状況で、新しい集落形成によって作られる混住社会。

これは、簡単に言えば、既存農業集落に接して作られる、主として都市の過密居住者を対象とした住宅団地のため、既存集落と住宅団地とにより新に構成される集落であり、集落社会である。このよおな混住社会は、特に、都市近郊農業集落に多く見られる。この非農家世帯のための住宅団地には、集合住宅群の場合と、個建住宅群の場合とがある。

- (3) 上記1および2による混住がほぼ同時に行なわれ作られる混住社会である。

このよおな農村地域における農業集落および集落を中心とした混住社会とその状況は、最寄りの都市と集落との位置の関係、交通事情等によってもその形態が異っている。最寄都市との位置関係を典型的なタイプで示すと次のとおりである。

- (1) 都市に接している農業集落の場合。
- (2) 都市に比較的近い距離にある農業集落の場合。
- (3) 都市に比較的近い距離にあり、2つ以上の都市の間に位置する農業集落の場合。
- (4) 都市から遠くはなれた地域にある農業集落の場合。

とりあえず、ここでは、混住社会のフィジカルな観点からの形成・立地によるタイプ分けの試案を示めしたのみであるが、これらの検討ならびに他の条件によるタイプ分けも必要である。

### Ⅲ 現在の農業集落における混住状況

以下に示す資料は、70年農林業センサスによって、農業集落における農家・非農家別に見た、混住状況の一端を示すものである。

農業集落当り県平均総戸数：農家・非農家を含めた1集落当り平均総戸数を県別に見ると、東京、神奈川、大阪を除いて、30～140戸に分布しており、50～69戸が全国的に卓越している（第1表）。

第1表 農業集落1集落当り総戸数

戸数	県名	県数
30戸～	鳥取	1
40～	香川	1
50～	北海道、福井、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、高知、大分	9
60～	岩手、秋田、福島、栃木、新潟、富山、石川、長崎、熊本、宮崎、鹿児島	11
70～	山形、茨城、長野、愛媛、佐賀	5
80～	宮城、山梨、岐阜、奈良	4
90～	滋賀、福岡	2
100～	青森、埼玉、千葉、三重、兵庫、和歌山	6
120～	群馬、静岡、京都	3
140～	愛知	1
160～		
180～		
200～		
250～	東京、神奈川	2
300～	大阪	1
計		46

さらに、県別・1集落総戸数別に見ると（第2表）夫々の県における総戸数の分布を知ることが出来る。北海道の10～24戸の集落、東京、神奈川、大阪の150戸以上の集落が特徴的に他県と異って多い比率を示めし、東京、神奈川、大阪の場合は他県に見られない傾向である。また、この傾向、すなわち総戸数の大きい集落が多い傾向は、青森、群馬、静岡、愛知、三重等にも見られ、分布の比率は東京等につづいている。

1集落当り農家率：1集落当り県平均総戸数に対する1集落当り県平均農家数の比率、すなわち農家率は、東京、神奈川、大阪を除いて25～65%に分布している（第3表）。特に50～59%が卓越している。したがって特別な上記3県を除いて集落の総戸数の25～65%が農家であり、そのうち、集落の総戸数が約半数である場合が最も多いといえる。

次に県別、農家率別から、次のことが見られる（第4表

第2表 集落総戸数別集落分布

県名	全戸数区分					
	9戸以下	10~24	25~49	50~99	100~149	150以上
北海道	11%	49	23	9	3	5
青森	2	15	24	27	12	20
岩手	1	15	46	27	5	6
宮城	2	8	34	36	10	10
秋田	1	19	35	28	9	8
山形	2	20	34	26	8	10
福島	1	19	39	25	8	8
茨城	1	9	34	36	11	9
栃木	1	16	44	26	6	7
群馬	1	10	21	29	15	23
埼玉	1	13	36	27	8	15
千葉	1	11	33	31	10	14
東京	—	6	15	26	15	38
神奈川	0	6	18	21	14	41
新潟	4	24	33	24	7	8
富山	7	24	32	21	8	8
石川	6	24	30	23	8	9
福井	4	27	33	24	6	6
山梨	2	19	32	26	9	12
長野	4	23	31	22	9	11
岐阜	2	17	32	28	10	11
静岡	1	10	24	30	13	22
愛知	2	12	22	24	13	27
三重	2	11	24	31	13	19
滋賀	2	11	25	33	14	15
京都	1	17	29	27	10	16
大阪	0	4	12	19	13	52
兵庫	1	13	30	29	11	16
奈良	1	19	29	26	11	14
和歌山	1	14	30	28	11	16
鳥取	3	28	36	22	5	6
島根	2	45	40	10	2	1
岡山	2	27	39	21	6	5
広島	4	33	37	14	5	7
山口	3	28	40	19	5	5
徳島	2	23	43	23	5	4
香川	2	31	41	19	4	3
愛媛	3	25	32	21	8	11
高知	5	26	36	22	5	6
福岡	1	9	30	33	12	15
佐賀	1	15	36	30	8	10
長崎	2	19	36	28	8	7
熊本	2	17	37	30	8	6
大分	4	29	34	21	6	6
宮崎	2	20	37	26	8	7
鹿児島	2	20	37	28	7	6

第3表 農業集落1集落当り農家率

農家率	県名	県数
10~14%	東京, 神奈川, 大阪	3
15~19		
20~24		
25~29	愛知	1
30~34	埼玉, 静岡, 京都	3
35~39	兵庫, 和歌山	2
40~44	北海道, 千葉, 奈良, 福岡	4
45~49	群馬, 岐阜, 広島, 山口, 愛媛, 高知 長崎	7
50~54	宮城, 福島, 栃木, 富山, 石川, 山梨 三重, 佐賀, 熊本, 大分	10
55~59	青森, 岩手, 山形, 新潟, 滋賀, 岡山, 徳島, 香川, 宮崎	9
60~64	秋田, 茨城, 福井, 長野, 鳥取, 島根 鹿児島	7
計		46

第4表 1集落当り農家率別集落分布(左)と  
1集落当り平均総戸数(右)

県名	農家率区分					密居集落 比率							
	10%未満	10~30	30~50	50~70	70~90		90%以上						
北海道	3.8%	575戸	5.4	118	6.5	67	9.7	45	21.6	30	53.0	19	3%
青森	1.0	473	5.0	440	5.7	260	11.7	134	33.4	94	43.2	48	7
岩手	2.1	407	7.5	158	7.7	90	11.7	57	44.3	27	43.1	36	7
宮城	1.9	528	8.5	212	9.8	113	14.3	81	32.8	61	32.6	43	13
秋田	0.8	312	4.3	194	6.8	145	11.5	81	35.3	59	41.3	39	7
山形	1.5	530	6.6	193	7.0	110	14.0	76	38.3	56	33.0	34	10
福島	2.5	411	6.5	195	6.8	108	12.8	66	34.5	51	37.0	35	7
茨城	1.1	414	4.5	217	6.0	122	13.4	86	42.1	65	32.8	48	5
栃木	3.1	400	7.4	148	9.1	81	15.5	54	36.5	44	28.4	35	6
群馬	2.8	588	8.5	308	12.9	160	22.8	102	35.8	76	17.1	45	7
埼玉	7.3	617	13.9	162	13.5	82	20.1	58	30.6	43	14.6	31	7
千葉	4.2	767	8.3	232	7.8	122	14.7	79	36.2	59	28.8	42	7
東京	23.0	703	32.4	169	22.6	97	13.4	62	7.2	38	1.5	26	19
神奈川	20.9	756	27.0	231	18.1	109	16.1	65	13.9	48	3.9	31	17
新潟	1.7	470	5.4	183	6.2	58	10.8	80	33.8	51	42.1	33	6
富山	3.1	380	5.8	187	5.9	98	11.1	64	32.8	48	42.0	28	7
石川	2.2	410	6.9	183	7.7	105	14.0	71	31.8	51	37.3	29	8
福井	1.6	316	5.5	158	5.8	91	14.1	63	38.9	45	34.1	28	7
山梨	1.8	575	6.0	248	9.1	133	17.0	93	33.1	58	33.1	35	4
長野	0.9	340	6.3	203	7.3	134	10.8	82	31.9	62	42.7	36	6
岐阜	1.9	542	9.1	234	10.1	107	17.2	77	34.0	54	27.7	35	8
静岡	7.3	450	17.5	213	14.5	116	17.2	78	28.2	57	15.0	38	17
愛知	6.6	663	20.5	261	17.9	132	16.9	81	23.4	57	14.8	33	15
三重	1.7	370	8.5	270	12.9	148	23.1	97	38.4	68	15.4	40	4
滋賀	1.3	555	6.1	274	8.6	128	19.0	101	48.3	71	16.6	44	6
京都	6.4	906	9.9	206	9.4	128	15.3	79	32.9	52	26.0	35	11
大阪	23.4	1037	30.1	273	18.8	130	14.2	78	10.2	52	3.3	32	42
兵庫	5.0	771	8.7	230	9.0	123	16.1	80	36.3	58	24.8	36	9
奈良	4.2	318	13.4	180	14.5	106	20.9	67	29.1	47	17.9	29	7
和歌山	4.9	605	11.0	211	15.2	116	22.6	62	32.0	51	14.4	37	10
鳥取	1.2	297	4.2	212	6.4	133	11.3	66	32.4	45	44.4	28	8
島根	1.0	333	6.3	75	7.0	48	14.1	38	31.7	28	39.8	22	7
岡山	1.8	427	5.3	138	6.5	85	12.3	56	32.0	43	42.2	31	5
広島	3.0	344	8.2	152	8.5	85	12.2	53	30.4	35	37.7	24	8
山口	3.2	237	10.6	115	11.5	65	15.3	43	30.6	32	28.9	24	9
徳島	0.9	500	5.7	130	9.2	81	16.3	53	36.3	40	31.6	29	5
香川	1.4	173	7.7	111	9.2	63	16.9	44	36.1	33	28.7	24	7
愛媛	2.5	471	9.9	188	10.7	105	16.0	68	31.5	49	29.4	28	6
高知	4.1	297	8.2	118	10.6	69	19.3	46	33.5	37	24.2	25	7
福岡	4.1	500	12.5	181	13.8	105	20.2	72	33.0	56	16.3	38	6
佐賀	2.8	390	8.4	169	8.4	98	16.6	71	36.0	49	27.8	36	4
長崎	4.5	219	11.0	116	11.5	80	18.8	59	30.2	46	24.0	32	13
熊本	2.5	304	7.0	141	11.0	83	21.8	64	36.7	47	21.0	32	7
大分	1.7	512	5.6	160	7.8	104	13.2	60	30.8	43	40.8	29	5
宮崎	3.0	276	7.1	161	8.1	84	14.6	58	35.1	49	32.1	38	9
鹿児島	2.4	281	6.5	118	7.1	83	13.7	69	32.8	54	37.5	36	8

・表中左側は各農家率に対応する集落の全集落に対する割合を示し、右側は平均総戸数を算出したものである。

混住状況に関係するとおもわれる若干のことをこの表より知ることが出来る。すなわち一般的には、農家率70～90%の集落が、東京、神奈川、大阪を除いて、いずれの県においても、集落の半数以上を占めている。しかし、東京、神奈川、大阪の3県においては、農家率30%以下の集落が県下集落の半数以上を占めている。これらの3県につづいて農家率30%以下の集落割合の比較的大きい県は、埼玉、静岡、愛知、京都、奈良、和歌山、山口、福岡、長崎等の諸県である。

他方、表中右側に示めた夫々の農家率に対応した1集落当り総戸数も、集落における混住状況の傾向を示めていると思われる。すなわち、それは、農家率の低い集落の総戸数は、農家率の高いものに較べ大きいことである。農家率30%以下の集落にあって、特に10%以下の場合にあって著しく大きい。中でも、東京を中心とした神奈川、千葉、埼玉、群馬および大阪を中心とした京都、兵庫、和歌山等にそれらが見られ、東京および大阪を中心とした諸県の農村地域への都市化の進度の一端を示めすものといえよう。

さらに、上記のことは第4表に併記した全集落に対する密居集落(市街化地区に含まれる農業集落で、農家、非農家が混住し、家が密集し、市街地と連続している集落)の占める比率と農家率30%以下の集落の割合とを比較することによっても、非農家の混住度の増加による都市化の状況を推定することが出来る。

都市計画実施集落：農業集落へ非農家が混住することを原因させる事項には、多くのことがある。その一つに都市計画があり、それを規定する都市計画法がある。もとより、都市計画法は、農村地域の都市化を直接指向したものではない。しかしながら、この都市計画法の適用により、農村地域の都市化現象促進の一端となっていることは、多くの農村地域の現在の都市化のすすみつつある現況からいなみえない。

農村集落のうち、都市計画法の適用されている集落がある。全集落中適用実施されている集落の比率を見ると次のとおりである(表5表)。岩手、鹿児島にあっては、県下全集落の1～4%の集落が、実施されている程度であるのに対して、東京、神奈川、愛知、大阪等にあっては、85

第5表 都市計画法実施農業集落

実施率	県名	県数
1～4%	岩手、鹿児島	2
5～9	秋田、島根、熊本、大分	4
10～14	山形、山梨、広島、山口、佐賀	5
15～19	新潟、石川、長野、和歌山、愛媛、長崎	6
20～24	北海道、青森、宮城、茨城、群馬、福井、岐阜、鳥取、高知	9
25～29	静岡、三重、香川、福岡	4
30～34	福島、千葉、富山、岡山、徳島	5
35～39	滋賀、京都、宮崎	3
40～44	兵庫	1
45～49		
50～54		
55～59	栃木	1
60～64		
65～69		
70～74	奈良	1
75～79	埼玉	1
80～84		
85～89	東京、神奈川、愛知	3
90～94		
95～99	大阪	1
計		46

～99%の集落、すなわち、県下のほとんどの農業集落がこの法律の適用下にある。

都市計画適用集落の全戸数と農家率：都市計画適用集落における全戸数を県別に示すと次のとおりである(第6表)。また、次の第7表は、適用集落における農家率を示めたものである。この両者から、さきに示した第4表で推定された諸県の都市化状況を明らかに知ることが出来る。東京、神奈川、大阪、京都、和歌山、広島において農家は、集落全戸数の1/4以下である。それに対し、秋田、福井、長野、香川、青森、茨城、島根の諸県においては50%以上が農家であることが示めされている。

市街化区域内の集落全戸数と農家率：都市計画適用地域のうち市街化区域に指定されている地域は、都市計画法によれば、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされている。農業地域にあって、都市計画が適用され、且つ

第6表 都市計画法実施農業集落1集落当り全戸数

戸数	県名	県数
30戸～	島根	1
40～	山口	1
50～	福井, 香川	2
60～	石川	1
70～	北海道, 栃木, 鳥取, 徳島	4
80～	福島, 富山, 岡山, 高知, 佐賀, 宮崎	6
90～	秋田, 茨城, 新潟, 長野, 奈良, 長崎	6
100～	滋賀	1
120～	岩手, 宮城, 山形, 埼玉, 三重, 広島, 愛媛, 熊本, 大分	9
140～	青森, 山梨, 岐阜, 福岡, 鹿児島	5
160～	千葉, 静岡, 愛知, 和歌山	4
180～	兵庫	1
200～	群馬, 京都	2
250～	東京, 神奈川	2
300～		
350～	大阪	1
計		46

第7表 都市計画法実施農業集落1集落当り農家率

農家率	県名	県数
10～14%	東京, 神奈川, 大阪	3
15～19	京都	1
20～24	和歌山, 広島	2
25～29	北海道, 埼玉, 千葉, 山梨, 静岡, 愛知, 兵庫, 福岡	8
30～34	岩手, 宮城, 群馬, 高知, 熊本, 大分, 鹿児島	7
35～39	石川, 岐阜, 愛媛, 佐賀, 長崎	5
40～44	山形, 福島, 富山, 三重, 奈良, 岡山, 山口	7
45～49	栃木, 新潟, 滋賀, 鳥取, 徳島, 宮崎	6
50～54	秋田, 福井, 長野, 香川	4
55～59	青森, 茨城	2
60～64		
65～69	島根	1
計		46

市街化区域に入っている農業集落がある。それらの全戸数および農家率を見ると第8表、第9表のとおりである。

両表より、島根、山口、香川、石川、徳島、長崎の諸県を除いて、おおむね全戸数140戸以上であり、それに対し、農家数は、茨城、三重、滋賀、香川、青森、秋田、島根を除いて全戸数の1/4以下である。従来、農業生産の立場か

第8表 市街化区域農業集落1集落当り全戸数

戸数	県名	県数
40戸～	島根	1
50～		
60～		
70～		
80～	山口, 香川	2
90～		
100～	石川, 徳島, 長崎	3
120～		
140～	福島, 栃木, 福井, 鳥取, 岡山, 宮崎	6
160～	北海道, 岩手, 秋田, 長野, 奈良	5
180～	滋賀, 広島, 高知, 大分	4
200～	茨城, 新潟, 富山, 三重, 福岡, 佐賀, 熊本	7
250～	青森, 宮城, 埼玉, 岐阜, 愛知, 愛媛, 鹿児島	7
300～	群馬, 山梨, 静岡, 兵庫, 和歌山	5
350～	千葉, 東京, 京都	3
400～	神奈川	1
450～	大阪	1
計		45

注) 山形県には市街化区域に含まれる集落がない

第9表 市街化区域農業集落1集落当り農家率

農家率	県名	県数
5～9%	東京, 神奈川, 京都, 大阪	4
10～14	北海道, 埼玉, 千葉, 新潟, 富山, 山梨, 静岡, 和歌山, 広島, 高知, 佐賀, 長崎, 鹿児島	13
15～19	宮城, 群馬, 福井, 長野, 岐阜, 愛知, 兵庫, 愛媛, 福岡	9
20～24	岩手, 福島, 栃木, 石川, 奈良, 鳥取, 岡山, 山口, 徳島, 熊本, 大分, 宮崎	12
25～29	茨城, 三重, 滋賀, 香川	4
30～34	青森	1
35～39	秋田	1
40～44		
45～49	島根	1
計		45

注) 山形県には市街化地区に含まれる集落がない。

らの農業集落が、その地域における市街化程度から市街化区域に指定されたのであろう。したがって市街化区域に指定された農業集落は、農業地域から市街地域に編入、あるいは編入されつつある集落といえよう。

未適用農業集落の全戸数と農家率： 上記の都市計画法

の適用されている農業集落以外の集落、すなわち未適用の農業集落の全戸数および農家率を見ると第10表、第11表のとおりである。市街化区域のそれらと著しく対象的である。

以上は、農業集落における総戸数および農家率の現状を農業センサスより機械的に算出したのみにすぎず、これら

第10表 都市計画法未適用農業集落1集落当り全戸数

戸数	県名	県数
30戸～	愛知、島根、香川	3
40～	北海道、鳥取、岡山、広島、徳島	5
50～	岩手、栃木、埼玉、新潟、富山、福井、大阪、山口、高知、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	14
60～	秋田、山形、福島、石川、長野、岐阜、京都、兵庫、奈良、愛媛	10
70～	宮城、茨城、千葉、山梨、佐賀	5
80～	神奈川、滋賀、福岡	3
90～	青森、群馬、三重、和歌山	4
100～	静岡	1
120～	東京	1
計		46

第11表 都市計画法未適用農業集落1集落当り農家率

農家率	県名	県数
30～34%	東京、神奈川、	2
35～39		
40～44	静岡、和歌山	2
45～49	北海道、埼玉、山口、愛知	4
50～54	奈良、高知、福岡、長崎	4
55～59	岩手、福島、群馬、千葉、石川、山梨、岐阜、三重、大阪、広島、佐賀、熊本	12
60～64	青森、宮城、山形、栃木、新潟、富山、福井、滋賀、京都、兵庫、島根、香川、大分、宮崎、鹿児島	15
65～69	秋田、茨城、長野、愛知、鳥取、徳島	6
70～74	岡山	1
計		46

から直ちに農業集落の混住について何んらの結論も得られない。しかし、今後農業集落の問題、特に、集落の在り方、集落整備を考慮する場合、農業集落における農家、非農家の混住状況は、現況から無視出来ない条件であろう。

したがって、さらに、農業集落における混住について、その内容、形態等について検討する必要がある。

# 昭和 49 年度 活 動 報 告

## 1. 第 8 回 幹事会

昭和 49 年 7 月 10 日 15:00～17:00

農業土木会館 6階A会議室

〔出席〕太田, 西口, 石光(代), 大橋, 北村, 笹野,  
佐藤, 白井, 武藤(代)各幹事

- (1) 役員交代について
- (2) 会費等の値上げについて
- (3) 昭和 48 年度決算案, 昭和 49 年度予算案の作成
- (4) 昭和 49 年度秋期研究会について
- (5) 部会誌の発行について
- (6) 幹事の業務分担について
- (7) 事務局の移転について
- (8) 総会運営について
- (9) 農業土木学会誌, 講座, 農村計画の編集について

## 2. 第 4 回 総 会

昭和 49 年 7 月 11 日 17:00～18:00

宇都宮大学大講義室

- (1) 昭和 48 年度活動経過報告(農村計画第 5 号, 49 頁)
- (2) 昭和 48 年度会計報告(下の表の通り)
- (3) 昭和 49 年度予算 ( " " )
- (4) 役員交代(農村計画第 5 号, 48 頁)
- (5) 事務局交代: 農業土木試験場→京都大学農学部

## 3. 秋期(玉里村)研究会打合せ会

昭和 49 年 7 月 29 日 13:00～16:00

農村開発企画委員会

〔出席〕長島, 石光, 須田, 笹野, 北村

- (1) スケジュールについて
- (2) 作業分担について

## 4. 事務局移転

昭和 49 年 8 月 31 日 農業土木試験場より

京都大学農学部へ

## 5. 常任幹事会(拡大)

昭和 49 年 9 月 14 日 13:00～17:00

農林水産技術会議室

〔出席〕太田, 笹野, 北村, 小出

- (1) 農村計画講座執筆について
- (2) 第 7 号原稿募集について

## 6. 第 6 回 研究会

昭和 49 年 11 月 7 日, 8 日 茨城県石岡市内営農研修セ  
ンターで行なわれ, 盛会裏に終る。参加者 約 90 名

11 月 7 日(9:40～17:00)

会長 挨拶

講演 1. 関東地方における農村整備の概要

	昭和 48 年度 決 算		昭和 49 年度 予 算		備 考
	項 目	予 算	決 算	予 算	
収 入	A-1 部 会 費	280,000	251,500	600,000	
	A-2 学 会 交 代 金	50,000	50,000	100,000	
	A-3 寄 付 金	240,000	80,000	750,000	
	A-4 研 究 集 会 参 加 費	60,000	51,300	10,000	
	A-5 雑 収 入	12,505	2,705	4,455	
	A-6 繰 越 金	27,495	30,705	285,545	
	合 計	670,000	466,210	1,750,000	
支 出	B-1 部 会 誌 発 行	400,000	0	1,270,000	4～7号発行
	B-2 研 究 集 会	130,000	127,525	150,000	
	B-3 会 議 費	25,000	11,000	50,000	
	B-4 通 信 費	20,000	9,850	30,000	
	B-5 事 務 費	50,000	32,290	150,000	
	B-6 繰 越 金	45,000	285,545	100,000	
	合 計	670,000	466,210	1,750,000	

佐藤安邦(関東農政局計画部)

(尚、講演要旨は農村計画第6号にそのまま掲載しません。)

2. 玉里村の現況と問題点

野口 一(玉里村村長)

午後 見学会

石岡台地食鶏処理場→平山集落見学→養豚団地→

玉里村センター→工業団地→栗又四ヶ→石岡地区青果物共販センター

11月8日 討論会(9:00~16:00)

テーマ「農村整備計画の手法について」

— 玉里村を事例として —

司会 北村貞太郎

講演 1. 農業生産と農村集落 森野一高(筑波大学)

[講師欠席のため瀬能誠之代講]

2. 景観計画の方法 井手久登(東京大学)

3. 農村計画における空間計画について

青木志郎(東京工業大学)

4. 農家生活を原点として

山名 元(地域社会計画センター)

[講師欠席のため講演とりやめ]

5. 平山集落の生活環境整備

小出 進, 清水久友(宇都宮大学)

話題提供 白井義彦(岩手大学), 荻原正三(工学院大)

最後に玉里村村長の挨拶があった。尚、この討論の成果は農村計画研究会誌「農村計画第6号」に掲載します。

講演要旨に残部が多少(約60部)あります。希望者は御申し出下さい。一部500円で先着順にお分けします。

7. 第9回 幹事会

昭和49年11月8日 16:00~17:00

石岡営農研修センター

[出席] 太田, 西口, 青木, 小出, 白井, 和田, 田島(武藤代理), 田中(石光代理), 笹野, 長島, 佐藤, 北村

- (1) 研究集会運営報告
- (2) 農村計画講座担当幹事 小出進 に決定
- (3) 農村計画講座執筆について
- (4) 研究集会報告集のとりまとめ
- (5) 幹事新任, 辞任について(昭和50年度より)

新幹事 君塚正義

辞任 増本 新

8. 常任幹事会(拡大)

昭和50年1月10日 13:00~18:00

農村開発企画委員会

[出席] 北村, 笹野, 大橋, 小出, 白井, 和田, 石光,

- (1) 農村計画講座について
- (2) 春期研究集会について
- (3) 秋期研究集会について
- (4) 森野一高氏の追悼について
- (5) 部会誌第7号発行について
- (6) 建築学会との連絡について

氏名	住所	年齢	性別	職業	所属
佐藤安邦	東京都	40	男	農政局	研究員
森野一高	茨城県	45	男	筑波大学	教授
井手久登	東京都	42	男	東京大学	教授
青木志郎	東京都	38	男	東京工業大学	教授
山名元	東京都	48	男	地域社会計画センター	所長
小出進	東京都	35	男	宇都宮大学	教授
清水久友	東京都	32	男	宇都宮大学	教授
白井義彦	岩手県	40	男	岩手大学	教授
荻原正三	東京都	45	男	工学院大	教授
太田	石岡市	40	男	営農研修センター	主任
西口	石岡市	35	男	営農研修センター	職員
青木	石岡市	30	男	営農研修センター	職員
小出	石岡市	25	男	営農研修センター	職員
白井	石岡市	20	男	営農研修センター	職員
和田	石岡市	35	男	営農研修センター	職員
田島	石岡市	40	男	営農研修センター	職員
武藤	石岡市	45	男	営農研修センター	職員
田中	石岡市	30	男	営農研修センター	職員
石光	石岡市	35	男	営農研修センター	職員
笹野	石岡市	40	男	営農研修センター	職員
長島	石岡市	45	男	営農研修センター	職員
佐藤	石岡市	30	男	営農研修センター	職員
北村	石岡市	35	男	営農研修センター	職員
君塚正義	石岡市	30	男	営農研修センター	職員
増本新	石岡市	25	男	営農研修センター	職員

(昭和50年5月)

## 研究部会誌「農村計画」投稿要項

### 1. はじめに

研究部会誌「農村計画」は、農村計画に関する研究資料、論説等を掲載するもので、全編投稿原稿である。

### 2. 投稿の種類と内容

研究論文、質疑応答、報文、論説等

#### (1) 研究論文

農村計画に寄与する新しい研究結果で、次の基準に合致した内容のもの。

- 1) 一編ごとに論文としての体裁を整え、オリジナリティーがあり、農村計画に関する学術の進歩向上に貢献するとみなされるもの。
- 2) オリジナリティーの点はやや薄弱でも、応用を主としたもので、農村計画の具体的作成に寄与するとみなされるもの。
- 3) いずれも未公開のものであること。

二重投稿のないように特に3)に注意すること。

#### (2) 質疑応答

「農村計画」に掲載された研究内容は、発表者が読者に対して責任をもつものであり、読者がその内容に対して、疑問または異論をもつ場合は、質疑または討議によって応答すべきもので、これによって研究の進歩がなされるものである。

#### (3) 報文

農村計画事例、文献紹介、計画作成に参考となる資料等で独創的ではなくとも農村計画に関連して会員の参考となるもの。

#### (4) 論説等

農村計画に関する会員の意見が述べられたもの。

### 3. 投稿者

本研究部会員とする。但し連名の場合は、その内の1名以上が会員であること。

### 4. 投稿の方法

投稿に関しては、次の事項を別記して部会事務局あて提出する。

- ① 表題
- ② 本文枚数、図枚数、表枚数、写真枚数
- ③ 氏名、勤務先、職名(共著者の分も)
- ④ 連絡先(電話も)
- ⑤ 別刷希望部数(贈呈部数以外の希望部数)

(贈呈以外は代金1部30円、表紙希望の場合は部数にかかわらず1,000円)

贈呈部数は著者1人:30部 2人:50部

3人以上:60部

### 5. 原稿の書き方

下記の要領は研究論文に対するものであるが、質疑応答、報文、論説等もほぼこれを準用する。但し、報文、論説等には欧文アブストラクトは必要としない。

- 1) 原稿はなるべく500字詰横書き原稿用紙を使い(請求次第送付)、漢字は当用漢字、かなづかい(現代かなづかい)を使用、数字はアラビア数字(3位ごとにカンマを入れる)を使用のこと。図(写真も含む)は本文中にはつたり書き込んだりせず別紙とすること。
- 2) 1回の原稿は、図・表・写真を含め、500字詰原稿用紙27枚(組上り6ページ)までとする。

この規定枚数を超過した分は、組上り1ページにつき6,000円の割で著者が負担する。

また、長大な論文を提出したいときは、一編30ページ(組上り)を限度とする論文もよい。ただし、上記の著者負担金制度により超過分は支払うものとする。

- 3) 図は正副各1枚とする(原図の大きさはB4版以下)正図は、そのまま製版にとれるようトレーシングペーパーの類(白か透明)に描き、必ず墨入れすること。ただし文字・符号は当方で統一するので鉛筆書きのこと。

副図は、当方で正図に文字・符号を入れるときの照

- 合用)に使用するので、図中の線等は鉛筆書きでフリーハンドでも構わないが(用紙も随意)、文字・符号だけは明確に墨またはインクで書くこと。
- 4) 図は、ヨコ7cm×タテ5cm大を300字分の割とし(写真も同様)、それぞれ本文中のそう入力所に、相当字数の分の余白をあけておくこと。
  - 5) 図の細部や文字は、縮尺されて、でき上ったときの大きさをあらかじめ考え、細かすぎないように描くこと。
  - 6) 文字は明確に書き、特に数式や記号などのうち、大文字と小文字、ローマ字とギリシャ字、サフィクス等で区別のみぎらわしいものは、必ず鉛筆で注記しておくこと。  
たとえば、Cとc、Oとoと0(ゼロ)、Pとp、Sとs、Uとu、Vとv、Wとw、Zとz、(ゼロ)、gとq、lとe、rとγ、Bとe、xとχ(カイ)、Kとkとκ(カッパー)、その他。
  - 7) 分数式は2行分にとり、余裕をもたせて書くこと。数字は原稿用紙の一コマに二つまでとする。
  - 8) 数表とそれをグラフにしたものとの併載は避け、どちらか一つにすること。規定枚数以内のものでも、できる限り簡潔にすること。
  - 9) 文献の記載は、本文中に引用したもののみになり、番号を付して載せ、参考程度のものを出さないこと。  
文献には始ページと終ページを記し、単行本の場合は引用ページ、両者とも発表年月を付記すること。
  - 10) 表題には欧文表現を併記し、著者名には著者が慣用しているローマ字のつづりを入れること。
  - 11) 投稿論文には500語以内の欧文アブストラクトを添えること(タイプライターでダブルスペースに打つこと)。なお、外国人が読んでその意味がとれるものであること。
  - 12) 欧文アブストラクトには、参考のため、その邦訳を添えること。
  - 13) 欧文アブストラクトは、邦文原稿(700字以内厳守)に翻訳料5000円を添え、欧文訳を事務局に一任することもできる。邦文原稿は翻訳の場合を考えて、主語を明確にし、なるべく短い文に区切ること。また専門用語には欧文用語をつけておくこと。
  - 14) 論文中の図、表、写真の説明には、外国との交換紙となることを考え、必要に応じ欧文を併記すること。
  - 15) 欧文による論文も上記の規定に準ずること。  
ただし、
    - a) 論文の内容閲読のため、同内容の邦文およびその邦文要約(700字以内)を添付すること。
    - b) 欧文の適正は、著者の責任において期すること。
    - c) 原稿は必ずタイプライターでダブルスペースに打つこと。
- ## 6. 投稿原稿の取扱い
- 投稿された原稿は事務局において受付簿に記入し、受領状を発送する。  
編集委員会においては、原稿を別に定める閲読基準により審査し、これにより処理する。
- ## 7. 著者稿正
- 誤植防止のため、著者に初校の校正刷を送り、著者校正をお願いする。  
著者校正の際、原稿(特に図面)の訂正は避けられない  
校正刷は受取り後3日以内に校正して速達便で原稿と共に返送すること。
- ## 8. 雑誌発行後の正誤訂正
- 著者から正誤の申し出があった場合は原稿と対照し、誤植と原稿訂正との別を明らかにして、最寄りの号に正誤表を掲載する。

## 事務局通信

(1975. 5. 30)

1. 農村計画部会誌をますます充実して行きたく存じますので、会員各位の論文投稿をお待ちします。原稿〆切は特に定めませんので適宜ご投稿下さい。
2. 会員の方々は昭和50年度部会費2,000円をご納入下さい。
3. 皆様の周辺でも、新会員の入会をご勧誘下さい。

今年度より団体で部会誌を購読される方のために、団体会員制を設けました。図書室、部・課、市町村等の単位でもご入会いただき、本部会の発展にご協力下さい。但し、団体会員内の個人が研究集会等に参加する場合は2名を限度として、個人会員扱いとなります。入会手続きは会費(個人会員2,000円、団体会員5,000円)を添え、事務局へご連絡下さい。

連絡先：〒606 京都市左京区北白川追分町  
京都大学農学部農業工学教室

農地計画学研究室内  
農業土木学会農村計画研究部会  
TEL 075-751-2111 (内線 6159)  
(郵便振替口座 京都 33983)

4. 来年2月より農業土木学会誌に農村計画の講座が掲載される予定です。現在、幹事を中心に検討しておりますので会員の方々に、内容にご関心のある方はご意見等を事務局へお寄せ下さい。
5. 「農村計画」バックナンバー  
部会誌「農村計画」のバックナンバーは、現在No.4、No.5があります(各1部 1,000円、送料含)。また、No.1、No.2、No.3はリコピー版原図を事務局に置いておりますので、希望者はリコピー代(各1部 1,200円、送料含)をお送り下さい。事務局でリコピー版を作成してお送り致します。

## 研究会案内・通信

(研究会案内 研究会通信)

研究会案内 研究会通信

研究会案内 研究会通信

これからの農村の理想像を実現するシンクタンク

農村計画の総合コンサルタント

基本構想,調査,計画,設計

## 株式会社 新農村開発センター

取締役社長	中	澤	忠	作
常務取締役	小	林	英	作
総務部長	岡	村	英	寛
営業部長	田	島	幸	市
企画部長	原	田	賢	二
計画部長	栗	原	英	一
設計部長	武	藤	一	夫
設計部長	佐	藤	瑞	夫

東京都渋谷区広尾1丁目7-7 (広尾マンション二階)

電話 03 (409) 2521 (代表)

## 地域計画・建築研究所

代表取締役所長 三輪泰司

1. 地域計画に関する社会、経済および環境問題の調査、解析、研究  
ならびに構想、企画、計画の策定
2. 都市、農村および施設の事業化計画ならびに管理運営計画の策定
3. 土木、建築、造園等の構想、計画、設計、監理ならびにコンサル  
テーション
4. 都市計画、農村計画、住宅問題、建築計画等に関する資料、情報  
の収集ならびに配布

本社事務所 京都市下京区四条通り高倉西入る立売西町82 TEL (075)221-5132(代)  
大和銀行京都ビル

大阪事務所 大阪市淀川区西中島町3丁目20番9号中島ビル TEL (06) 302-6121(代)

東京連絡事務所 東京都港区芝西久保明舟町14番地博友ビル TEL (03) 591-0682

# 総合建設コンサルタント



## 日本技術開発株式会社

代表取締役社長 上田 秀正

農村計画

都市計画

公園緑地計画

地域総合開発計画

本社 東京都新宿区西大久保3丁目10番地

〒160 TEL (03) 202-5111 (大代表)

明日の農村を計画



株式会社

## チェリーコンサルタント

代表取締役 森 正義

土地改良・防災・農村総合整備事業の  
コンサルティング

調査・測量・設計・試験

水文解析・構造計算

施工管理・資料提供

〒760 香川県高松市栗林町3丁目7番23号

TEL (0878) 34-5111(代表)



伝統と信用の総合建設コンサルタント

企画・調査・試験・研究・計画・設計・電算・監理

創業昭和21年  
資本金13億2千万円

# 日本工営株式会社

取締役会長 久保田 豊

取締役社長 橋本 敏男

技術部門：農業部(農業土木、地域開発、農村計画)・土木部・土下下水道部・地質部・  
防災部・道路部・都市計画部・空港港湾部・構造橋梁部・建築部・電機部  
・計画部・プロジェクト管理部・技術研究所(水理実験、水質分析、土壌分  
析、生物体分析)・電算室

本社	東京都千代田区内幸町2-1-11	TEL 03(502)7571(大代表)
第一別館	東京都文京区湯島1-6-7	TEL 03(812)1151(大代表)
第二別館	東京都文京区湯島2-12-5	TEL 03(816)3461(代表)
技術研究所	埼玉県東松山市松山小松原砂田2960	TEL 04932(3)1300
東北支店	仙台市上杉1-6-10(第一千葉ビル)	TEL 0222(27)3525(代表)
福岡支店	福岡市中央区赤坂1-6-15(日新ビル)	TEL 092(781)3740
札幌事務所	札幌市中央区北四条西4-1(日興証券ビル)	TEL 011(281)2048
北陸営業所	金沢市鱒町59-11(北斗ビル)	TEL 0762(21)2062
大阪営業所	大阪市浪速区北高岸町18-5(辻本第3ビル)	TEL 06(633)7054
名古屋出張所	名古屋市北区天道町3-5	TEL 052(913)3266

本社場所 東京・内幸町 日比谷会館 隣り	第一別館場所 東京・お茶の水 区・南・大・裏 第二別館場所 東京・湯島・ 幸谷坂下
-------------------------------	--

## 農業土木・農村計画

### 上下水道の総合コンサルタント

調査・測量・計画・設計・地質調査・工事監理



# 若鈴コンサルタンツ株式会社

誠実 敏速

本社	名古屋市西区歌里町349番地	TEL <052>501-1361
三重支店	三重県津市広明町345-1	TEL <0592>26-4101
関西支店	京都市中京区麩屋町通丸太町下ル(長栄ビル)	TEL <075>211-5408
東京支店	東京都港区芝浜松町1-1-10(早野ビル)	TEL <03>431-1926
北陸出張所	金沢市横川町3-200(岡田商会内)	TEL <0762>41-2494
岡山出張所	岡山市城下町10-16城下ビル(世紀建設内)	TEL <0862>32-0776

# 農村計画・各種事業の調査・設計

## 業務内容

- 〈測量〉 航空写真測量、地上測量等測量全般
- 〈調査〉 土壌、地盤、地下水、流量、水質、環境、地形、防災等の調査および解析。ボーリング、各種探査、土質試験。
- 〈設計〉 農村総合整備事業、各種土地改良事業、農用地開発事業等の計画設計・概要書作成ならびに実施設計。



建設コンサルタント登録47-579、測量業登録4-177

## 東洋航空事業株式会社

地域計画事業部

本社 東京都豊島区東池袋1-25-1 TEL 03-987-1551(代)  
技術センター 埼玉県川越市南台3-1-1 TEL 0492-44-6011(代)  
営業所 札幌(642-1331)、仙台(66-3631)、水戸(24-4712)、宇都宮(35-0402)、  
新潟(28-0040)、高崎(27-1553)、静岡(46-4037)、名古屋(322-5856)、  
大阪(252-5450)、高松(21-0308)、広島(28-5354)、福岡(281-0166)、熊本  
(69-2921)、鹿児島(23-0900)、那覇(34-2987)



自然地域の調査・研究・計画  
都市林の設計  
森林・山岳・農山村域の設計  
都市環境の調査・研究計画  
一近郊都市域総合計画・都市域(地下街、都市広場、景観調査計画、緑地ネットワーク)  
環境の基礎的調査・研究・計画  
一水関係・植物土壌関係  
特殊施設の設計  
一都市公園・特殊公園・キャンパス・道路・流通センター

## 株式会社 環境事業計画研究所

京都研究所(本部) 京都市中京区蛸薬師塚町上ル みよいビル2F, 3F PHONE 075-221-1017

# 農業土木の建設コンサルタント

## 測量・調査・計画・設計・施工管理

畑地かんがい・農村環境整備・ほ場整備・ダム・水路・  
農道・頭首工・用排水機場・土質調査・土質試験・  
地上測量・航空写真測量・深淺測量・家屋立木調査

# 内外エンジニアリング株式会社

取締役社長 清水友三郎

本社：京都市南区久世中久世町2の103 ☎ 075-933-5111 (代表)  
京都支社：京都市南区久世中久世町2の103 ☎ 075-933-5112 (代表)  
大阪支社：大阪市南区谷町7の2の1(新谷町第2ビル) ☎ 06-763-3551 (代表)  
東京支社：東京都中央区八丁堀4の2の2(共同ビル新京橋) ☎ 03-552-6508 (代表)  
福岡支社：福岡市博多区博多駅南1の2の15(事務機ビル) ☎ 092-431-2851 (代表)  
札幌支社：札幌市北区北37条西4の293(安田ビル) ☎ 011-751-2555 (代表)  
広島支社：広島市宝町1番15号(宝町ビル) ☎ 0822-43-4581 (代表)  
大津営業所：大津市梅林1丁目14-27(沢基第2ビル) ☎ 0775-24-6275 (代表)

## ☆ MAC 計画研究所は

事業計画の企画・立案から、計画の実施段階までの

トータルシステムコンサルタントです。

### I 調査・企画業務

- (1) 土地利用計画及び立地選定に関する調査・研究
- (2) 地域計画・都市計画・農村計画・建築計画・公園緑地計画・環境保全計画に関する調査・研究
- (3) 商業施設の整備計画及び流通機構の分析に関する調査・研究
- (4) 余暇問題・レクリエーション問題に関する調査・研究
- (5) 環境緑化に関する調査・研究

### II 計画・設計業務

- (1) 建築計画・公園緑地計画に関する計画・設計業務
- (2) 住宅団地・工業団地・流通団地に関する計画・設計業務

### III EDPシステムコンサルタント業務

- (1) ソフトウェア部門におけるシステム開発
- (2) 科学技術計算 プログラミング
- (3) データファイル及び、データ分析

株式会社

**MAC** 計画研究所

名古屋市中区丸の内二丁目10の11

桜井オレンジビル401

TEL (052)211-5213・211-4760

# 地域計画の総合調査および

## コンサルティング

40余地域におよぶ地域計画立案の実績をもって、地域の特色を生かしたまちづくり・むらづくりの御協力をいたします。

土地利用・住民生活などが、その地域においてどうあるのがよいのか、住民と行政体と事業体とが話し合いのできるまちづくりの素材(計画案)を提供します。

- 人口予測 土地利用計画
- 住民意向調査 交通網計画
- 地域経済構造分析 集落整備計画
- 地域福祉計画 観光リクリエーション計画
- 保健・衛生計画 財源開発計画
- 生活環境計画 行政組織計画
- 自然保全計画

その他地域計画に関連する一切の調査・解析・計画

株式会社 **都市総合研究所**

東京都千代田区隼町 2-18 半蔵門浅井ビル  
電話 (03)-264-5501(代)

# 農村計画研究部会規約

## 名称

1. この部会は農村計画研究部会と称する。

## 目的

2. この部会は農村計画・農村整備に関する研究、技術の発展および部会員間の研究交流に寄与することを目的とする。

## 事業

3. この部会はその目的を達成するため、次の事業を行なう。
  - 1) 共同研究。
  - 2) 研究発表会、研究討論会および見学会などの開催。
  - 3) 関連学会、関連機関との研究・技術的交流。
  - 4) 研究資料の収集・配布。
  - 5) その他。

## 所属・会員

4. この部会は農業土木学会に所属し、その学会員をおもな構成員とするが、非学会員の加入も妨げない。

## 役員

5. この部会には次の役員をおく。部会長1名、幹事若干名、うち数名は常任幹事とする。なお、役員任期は2年とし、再任を妨げない。  
役員選任は総会で行なうことを原則とする。

## 経費

6. この部会の運営に要する経費は、農業土木学会の補助金、会員の負担ならびに寄付金によってまかなう。

## 入退会

7. この部会への入退会は自由であるが、そのつど事務局へ連絡すること。

## 解散・規約改正

8. この部会の解散およびこの規約の改正は、会員の3分の2以上の承認を得て行なうことができる。

## 事務所

9. この部会の事務局は、京都市左京区北白川追分町 京都大学農学部農業工学教室農地計画学研究室に置く。

## 編 集 後 記

昨年度の事務局移転業務が遅れたため全体的に部会業務が遅れて申し訳ありません。本号も遅れたこととお詫び致します。

しかし、今年度は今年末を目途にすべての業務を平常にもどす予定に致しております。それに伴って、会費の請求等で色々ご迷惑がかかることも多いかと思いま

すが、よろしくご協力下さい。

いよいよ、国土利用計画法が動き出しました。新しい農村整備の役割は益々重要になってきました。会員各位の一層のご活躍を願っております。

投稿要領も定めましたので、皆様のご研究をどしどし事務局へお送り下さい。 (北村 記)

1975年6月1日 印刷

1975年6月10日 発行

発行者 〒606京都市左京区北白川追分町  
京都大学農学部農業工学教室農地計画学研究室内  
農業土木学会農村計画研究部会  
TEL (075) 751-2111 (内6159)

発行責任者 太田 更一

振替口座 京都 33983

